

令和元年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和元年12月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 次 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君
秘 書 課 長	長 谷 川 康 子 君
秘 書 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
観 光 課 長	滝 田 憲 二 君
観 光 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
総 務 課 長	西 山 浩 太 君
危 機 管 理 室 長	川 又 英 生 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 谷 昌 巳 君
学 務 課 長	堀 江 正 勝 君
学 務 課 長 補 佐	稲 田 和 幸 君
企 画 政 策 課 長	北 野 高 史 君
企 業 誘 致 推 進 室 長	久 野 穰 君
都 市 計 画 課 長	横 山 孝 夫 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
社 会 福 祉 課 長	堀 内 信 彦 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	甘 利 浩 行 君
管 理 課 長	古 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	高 久 和 一 君
建 設 課 長	持 丸 公 伸 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
農 政 課 長	礪 山 浩 行 君
農 政 課 長 補 佐	石 井 謙 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

---

議 事 日 程 第 3 号

令和元年12月9日（月曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

---

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について、ご報告申し上げます。

本日の議事日程については、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番小松崎 均君、12番畑岡洋二君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（飯田正憲君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一問一答方式及び一括質問・一括答弁方式の2方式から選択し、質問をお願いします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いします。また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、質問に疑問があるときは、「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともに、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださいますよう求めます。

それでは最初に、3番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔3番 内桶克之君登壇〕

○3番（内桶克之君） 議席番号3番、かさま未来の内桶克之でございます。議長の許可を得て一問一答方式で一般質問を行います。

本日12月9日は、今年のきょうは市議会議員の選挙でございました。くしくも、きょうの一般質問、私は登壇者のトップバッターとしてしっかり議論を深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

ここで議長にお願いがあります。一般質問の内容を深めるために、パネルの使用をお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 許可します。

○3番（内桶克之君） ありがとうございます。私は、今回の一般質問では、市の臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等についてと笠間市の観光政策について2項目について質問をいたします。

早速ですが、大項目1、笠間市の臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等について質問をいたします。

市の業務においては多くの臨時職員が任用されており、その職務は多岐にわたっております。今般、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件等の確保を目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部改正がされ、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件

等が厳格化されるとともに、新たに一般職の非常勤職員として会計年度任用職員の制度が来年4月1日から導入されることになっているということです。

そこで、今後の臨時・非常勤職員の任用、勤務条件についてお伺いしたいと思います。

小項目1、現在の臨時・非常勤職員の任用状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 3番内桶議員のご質問にお答えいたします。

本市における臨時・非常勤職員数につきまして、平成31年4月1日現在、市長部局188名と教育委員会部局152名、合わせまして全体で340名の方を任用してございます。任用の内訳といたしましては臨時職員が15名、一般職非常勤職員が275名、嘱託職員が50名となっております。常勤職員704名を合わせまして、全職員数1,044名に占める臨時・非常勤職員の割合につきましては32.5%という状況になっているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） ここ数年というか去年全体職員数の約3割が臨時・非常勤職員という、3割を超える状況が見えるということですが、どのような要因としてこういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 臨時・非常勤職員を任用している職種のうち、事務補助などの定型的補助的業務の職種を除きますと、約70%が専門的な資格や経験を有する職種となっております。全ての職種、職務を常勤職員で配置することは困難であるため、常時勤務を必要としない職種、職務につきましては常勤職員の業務を補完する役割として非常勤職員の方を任用しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど専門職という話がありましたが、一番多い臨時職員が勤務している場所、課はどこなのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 臨時職員、非常勤職員を多く任用している部署等につきましては、ともべ、くるす保育所が25名、保健センターが26名、市立病院が27名、図書館が31名となっております。いずれも専門的な資格、経験を有する職種が多い部署となっております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 専門職で業務の多忙とかで、そういうところで臨時的に雇うということがケースの中では多いということなのでしょうか。

それでは項目1を終わりますして、小項目2に移りたいと思います。

小項目2、現在の臨時・非常勤職員の賃金等についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 賃金等でございますけれども、平成31年度の臨時・非常勤職員の賃金につきましては、茨城県の最低賃金や県内自治体の類似する職種の状況を踏まえて決定をしているところでございます。主な職種の1時間当たりの賃金といたしましては清掃作業員が880円、一般事務が900円、図書館司書が1,060円、保育士が1,100円、保健師が1,310円、寺子屋学習アドバイザーが1,750円などとなっているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 臨時的な専門職員の給与というのは笠間市だけではなく、ほかの市町村もだんだん多くなってきているという状況があると思うのです。そういう中、少しでもいい条件のところ集まるということがあるので、そこら辺は近隣の市町村の比較もしているのでしょうかけれども、今後改正によって固定給も出るということなので、しっかりそこら辺も調査した上で賃金を決めてもらいたいと思います。

小項目2を終わりにしまして、小項目3に移りたいと思います。

小項目3、地方自治法の一部改正に伴う臨時的任用職員、会計年度任用職員の違いについて伺いたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 違いについてでございますけれども、先ほど内桶議員のほうからお話しもございましたけれども、今般臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務状況の確保を目的といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化が求められたことによりまして、新たに非常勤職員といたしまして会計年度任用職員制度が創設されまして期末手当の支給が法律上位置づけられたところでございます。

この改正を受けまして、臨時的任用職員につきましては常勤職員に欠員が生じた場合にフルタイムで常勤職員が行うべき同一の業務に従事する職という形になります。会計年度任用職員につきましては、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職、いわゆる常勤職員が行うべき職務以外の職務に従事する非常勤の職といたしまして、それぞれ整理がされたところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今回の改正で、今まであった臨時的職員が会計年度職員に移るということなのですが先ほど部長が答弁の中に、相当の期間任用される職員ではないということなのですが、そういう職員というのは具体的に言うとうどういうことなのか、もう1回お願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 相当の期間任用される職員というには、正職員という形になります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） では、正職員ではないということで非常勤職員については基本的には会計年度職員に全部なるということによろしいのですか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） では、小項目3を終わりました、小項目4に移りたいと思います。

小項目4ですが、今まで特別職非常勤職員は今回の会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で限定職という一部残る方がいると、そしてまたその特別職から今回の改正によって私人、特別職から抜けるという方がいるということですが区分け、要件とか観点はどういう観点から改正されたのかお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今回の改正でございますけれども、特別職非常勤職員といたしまして任用すべき職員につきましては、今回の改正によりまして一つ目といたしまして専門的な知識、経験または識見を有すること、二つ目といたしまして知識、経験等に基づきまして事務を行うこと、三つ目といたしまして事務の種類が助言、調査、診断または総務省の省令で定めます事務であること、この三つの要件に全て該当する職に限定されたところでございます。

限定された職の具体例といたしましては、学校医、統計調査員、学校評議員、鳥獣被害対策実施隊などが位置づけられているところでございます。限定職以外の職につきましては特別職での任用ができなくなることから、その職務が時間勤務などの労働管理が可能なものか、地方公務員法の服務を課すべき者かなどの観点から、会計年度任用職員としての任用か公務員以外の私人としてボランティアや業務委託等によって行っていたかどうかを判断していく状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今回の改正で、私人とかわる者についてなのですが、今まで報償費で払っていたという形なのですが、今回から業務委託とか有償ボランティアという区分をされるということなのですが、これは今まで条例で決まっていたということなのですが、今回の改正で各課の運用でその形態で任命をして費用を払うということなのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 特別職非常勤職員から今度私人になる方に対しましては、それぞれの業務の内容等を考えまして、それぞれ有償ボランティアまたは委託などに分けて各課のほうで判断する形になります。それぞれ要綱等に記載したもので対応する形になります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 各課で運用して要綱等で決めていくということなのですね。わかりました。

それでは小項目4を終わりました、小項目5に移ります。

小項目5で、新たに私人となる者の対応についてということで、先ほどの内容も含まれると思うのですがお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 新たに私人となる者の対応についてでございますけれども、今回の特別職非常勤職員の任用要件の厳格化によりまして、私人へ移行する主な職といたしましては区長や農家組合長、セーフティーサポーター、青少年相談員などが対象となる予定でございます。私人として整理された職員につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども有償ボランティアとなる場合は、これまでの報酬にかわりまして報償費としての謝礼をお支払いする予定でございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど私人になる者の中に区長とか農家組合長とかセーフティーサポーターとかという話がありましたが身分というか、その中でも区長、地区公民館長などもそうだと思うのです。そういう公民館長とか地区公民館の主事などありますが、身分について今まで地方公務員法の規定の服務があったのですが、服務についてはどのようなのかお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 私人に移行した場合には、公務員としての身分が外れるため地方公務員法の適用外とはなります。しかし、これまでも非常勤特別職につきましては職務専念義務など地方公務員法の適用は受けない部分もございましたので、取り扱いに大きく変更はございません。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それでは、もう1点、今まで公務員法の規定というところでいくと公務災害等も扱われていたと思うのですが、その点はどうなるのかお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 私人に移行した場合、公務員でなくなるため、その業務中に発生した事故については、事故などによる疾病につきましては公務災害の対象からは外れることにはなります。しかしながら市の委託に基づきまして業務を行っていただくということにはかわりはありませんので、業務中に発生した疾病に対する補償につきましては民間の損害保険などを活用しまして対応する考えであります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 公務災害ということにならないということで、別に保険をかけて業務中に何かあったら保険で賄うということなので、各課それぞれ違ってくると思いますので、そこら辺もまとめて保険に入れればと思うので、そこら辺も市のほうでしっかりやっていただきたいと思います。

現在、特別職非常勤職員の者は私人となるという方がいるということなので、その団体、区長とか地区公民館なんかもそうでしょう。それとかセーフティーサポーターとか、そういう者については説明会を開いて来年4月以降変わることを事前に説明していただきたいと思います。なかなか理解してもらわないと、今までの活動は同じなのでしょうが身分とかそういうものもありますので、しっかり説明をお願いしたいと思います。

それでは小項目5を終わりますして、小項目6に移ります。

小項目6、会計年度任用職員の任用等についてお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 任用等についてお答えいたします。制度開始となります令和2年度の会計年度任用職員の任用につきましては、原則といたしまして公募による選考を行い採用を決定することとなります。事務補助の職務につきましては秘書課において一括募集を行い、面接などの選考を実施した上で採用を決定していく考えでございます。

また、専門的な知識や経験を必要とする職員につきましては、現行の職務における勤務状況、勤務実績などを踏まえまして担当課において改めて選考を行い、決定をしていく考えでございます。2年目以降の会計年度任用職員が引き続き必要な場合の再度の任用につきましては、客観的な能力の実証といたしまして人事評価を実施し、その評価結果を判断要素の一つとして翌年度の任用の可否を決定していくこととなります。以上でございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 何点か質問したいと思うのですが、先ほど一括採用を基本的にはやっていくということで試験もやるということなのですが、試験についてはどのような試験になるのかお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 一般事務の試験につきましては、面接を行いたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 面接のみという形で募集をかけるということなのですね。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） そのような形となります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 2年目以降、採用された方が2年目以降は人事評価も行って、それを参考に勤務評価をして採用していくということなのですが、ことし、今は臨時職員で

いますよね。その人たちが今度また募集をしたときには、そこはどうか、それをお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 今回、会計年度任用職員という立場になりますので、これまでの経験等もございしますが新たに全ての方、最初の年度として採用面接を行いたいと思います。その上で選考をいたします。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今回は制度の切りかえということで全ての方、つまり今まで例えば何かで事務を何年かやっている方がいますね。そういう人の経験は見ないでゼロからやるということなのでしょうか、という。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） そのとおりでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今までも1年区切りでしょうけれども臨時職員としてやってきた方がいるので、そういう人の見方を面接の中でしっかり見ていただきたいと思います。今回の制度改正によって1年採用になれば来年はその実績を見ますという形なので、それはいいと思うのです。今まで安定的にやってきていれば、その人を採用すれば採用側としても安定的な業務が続くということもあるので、そこら辺をしっかり運用してもらいたいと思います。

諸手当について聞きたいのですが、今まで賃金と通勤手当が出ていたと思うのですが、諸手当についてはどのようになるのかお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 手当につきましては今まで同様、通勤手当等の支給がございます。そのほかに給与等の中には地域手当なども加算して給与の時給等を決定しております。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今の課長のほうから説明がありましたけれども、そのほかに期末手当のほうの支給がございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今回の改正によりまして、賃金等を基本として月額が決められるということなのですが、そこに地域手当、そういうものも加算してということなので条件はよくなると思うのです。また、先ほど話があったように期末手当も入ることなので、しっかり採用のときにいい職員をとって業務を行ってもらいたいと思います。

それでは会計年度任用職員の休暇制度などはどうなのか、この点についてもお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 会計年度職員の休暇制度等につきましては、総務省で定められた基準に基づきまして休暇の取得がなされるような形になってございます。有給の休暇につきましては年次休暇や災害による出勤困難、忌引きや結婚休暇などがございます。無給の休暇といたしましては産前産後の休暇、子の看護休暇、短期介護休暇などがとれるような形となります。病休や育児休業なども該当する形になります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今までの制度と大分変わって一般職、つまり職員と同じような形で休暇が近くとれるという形なのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 処遇に関しましては改善され、いい方向にいくと思います。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それでは会計年度職員の地方公務員法の適用があると思うのですが、それについてお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 会計年度任用職員につきましては、地方公務員法の適用となります。そのため今後、サービスの宣誓や職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業への従事の制限などが適用されます。

このうち営利企業の従事の制限などにつきましては、パートタイム会計年度任用職員については制限をされませんので副業なども可能となります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 笠間市の場合、会計年度任用職員がフルタイムではなくパートという形が多いということを知ったのですが、そうすると先ほどの地方公務員法の適用の中でいくと、副業というか営利企業従事等の制限はないということなののでしょうか。そうすると副業もオーケーだという形で、そこだけ違うということなのですかね。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） パートタイム任用職員につきましては、副業等が可能となります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 会計年度任用職員についても一つ聞きたいのですが、先ほど言った社会保険とか災害補償などについてはどうなのか、そこら辺もお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 秘書課長長谷川康子君。

○秘書課長（長谷川康子君） 社会保険につきましても社会保障などの保険、それから労

務災害などの保険の加入となりますので、その辺の補償は確保される形となります。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 大分改正になりまして、今までの臨時職員と言われる方の給与の面とか保障の面とかで大分職員に近づいてきたことはいいと思います。今後、職員採用に当たって期末手当も出るということなので財源も今まで以上にかかるということが予想されますので、しっかりと職員の採用をお願いして4月までの運用なので、その間に説明等をして、しっかり行ってください。

以上で大項目1を終わりにしたいと思います。

次に、大項目2、笠間市の観光政策について移りたいと思います。

笠間市は、第2次笠間市観光振興計画で2022年までの計画なのですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、インバウンド需要の拡大に関する施策に重点を置いた観光資源の魅力づくり、さらには市民が主体的に国内外に来訪者とともに笠間を楽しんでいただくことで笠間市への愛着と誇りを持った市民と笠間市のファンやサポーターとなってくれる来訪者がふえていく、笠間市の観光を起点としたまちづくりを目指すとしております。

そこで観光政策の進捗状況、台湾事務所を含めたインバウンド政策、笠間市特別観光大使などの役割についてお伺いしたいと思います。

小項目1、観光振興計画の目標指標に対する現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 3番内桶議員の質問にお答えいたします。観光振興基本計画の目標指標に対する現在の状況についてとのご質問でございますが、本計画は観光振興に関する基本方針を示す計画として平成30年度から令和4年度までの5年間の計画で、目標指針は二つの指標を設定しております。

まず、観光入込客数は目標年次の令和4年度に390万人と設定しており、平成30年度時点では370万4,000人で達成率は95.0%であります。なお、計画策定時の現況値が平成27年度の352万1,000人でありまして18万3,000人の増、率にして5.2%増加しております。

次に、観光情報ホームページアクセス数であります。目標年次の令和4年度に32万件と設定しておりましたが、平成30年度時点では11万件と低い状況にあります。これは計画策定時と比較いたしまして市でもフェイスブックそれからツイッターなど、ほかのSNSで観光情報を発信しており、受ける側も手ごろに入手できるものに移行していることが要因と考えられます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） その指標となるのが今の観光入込客数ということで、計画策定時には351万2,000人の平成27年度値に比べて18万3,000人ふえているということなので、目

標に向かって390万人が目標という形なので、しっかり目標に向かって施策を進めていただきたいと思います。

観光情報のアクセス数、ホームページのアクセス数という形になっているので、ホームページのアクセス数がいいのかどうかというのも問題があると思うのですが、若干情報の出し方というところで行くとホームページよりは気軽に見られるフェイスブックやツイッターという形に移行しているので、その運用をどういうふうにするかということで今後しっかりPRのほうの活動もしっかりやっていただきたいと思います。

小項目1を終わりました、小項目2に移ります。

小項目2、重点的に取り組んでいる観光政策についてお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 重点的に取り組んでいる観光政策についてとのご質問でございますが、第2次観光振興基本計画では基本的施策といたしまして大施策6項目、それから中施策が16項目、小施策44項目を掲げ、その小施策のうち多様なニーズに対応できる人づくりや台湾交流事務所を中心としたPR活動の推進、誘客体制の構築と民泊の活用など10項目を重点プロジェクトと位置づけております。

それらを今年度は重要事務事業として観光戦略の推進を掲げ、インバウンド対策として外国人旅行者受け入れ事業や多様化する観光ニーズに対応するため「かさまコンシェルジュ事業」を実施しております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 重点の事業の中、観光振興計画の中に6項目があつて、さらに重点項目として先ほど言ったようにインバウンド政策に重点を置いていくということでしょうけれども多様な観光のあり方というのがあつて、今まで今回オリンピックに向けた外国人のインバウンド政策に向けたのが重点的に行われているということなのですが、その中に民泊の活用というのがあると思うのです。笠間ふれあい旅行というNPO法人が立ち上げて浦安市を中心にした教育旅行をやっていますが、その広がりとして農家民泊とかという陶芸家の方もいますが、そういう形で体験だけじゃなくて民泊もしていこうということで、今7軒の民泊事業の届けがされているということを知っています。今後も笠間市の魅力というところで行くと体験型の旅行体験というのはインバウンドでも重要じゃないかと思ひます。

そういう意味で、民泊を推進するに当たり民泊事業者との情報共有を今7軒ですから7軒が同じ情報を持つような協議会とか、そういうものが立ち上がればいいなと思ひているんですが、市の考えはどうですか。お願いしたいと思ひます。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 民泊の推進といたしましては地域おこし協力隊、それから笠間ふれあい体験旅行推進協議会、それらを中心に行っております。先ほど議員おつし

やったとおり、現在7軒の住宅宿泊事業者民泊が登録されておりまして、国内外からの旅行者を受け入れております。

また、外国からの教育旅行の受け入れも行っておりまして、多くの受け入れ民家の方々にご協力をいただいているところでございます。そういった方々の中にも住宅宿泊事業者として興味を示していただいている方がおりますので、笠間ふれあい体験旅行推進協議会、これらなどを中心に手続等の支援を行って住宅宿泊事業者のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） この近所では茨城町が協議会をつくっているいろいろやっているんですが、今後笠間の魅力というところで宿泊も伴って来てもらうという体験型の民泊の旅行というのがインバウンド政策としてはいいのかなと思うのですが、その情報共有として横のつながりを強化してみんなで笠間に泊まってもらうということの意義とか喜びを共有しながらやっていくといいのかなと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

小項目2が終わりまして、小項目3に移ります。

小項目3、地域の関係者、つまり笠間でいくと芸術文化の施設をやっている方とか笠間焼とか、農業で加工などをやっている方も含みますが、いなりずし、笠間のクリの生産者や加工屋さん、自転車などの笠間で回る団体もあるし、先ほど言った民泊、それにガイドさんなど、そういう方を巻き込んだ体制づくりというのは重要だと思うのです。

そこで、観光地域づくり法人DMOの検討をしたらいいんじゃないかと思っているんですが、そこら辺についてお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 地域の関係者を巻き込んだ体制の構築と観光地域づくり法人DMOですか、こちらの検討についてというご質問でございますが、観光庁が推奨するDMOでは地域資源を最大限に活用し、効果的、効率的な集客を図り、稼げる観光地域づくりの戦略の策定と実施のための組織が位置づけられております。関係者における地域への誇りと愛着を醸成する手段の一つと考えられます。

本市におきましては第2次笠間市観光振興基本計画におきまして、DMOという言葉に固執することなく市民が主役の観光まちづくりを掲げておりまして、その形にかかわらず経済効果を目的とした観光戦略が重要であると考えているところでございます。DMOにつきましてはこれまでも検討した経緯がございまして、笠間観光協会がその役目を担っておりますので、市としましては笠間観光協会を中心に地域の関係者と連携できるような組織強化を図ることが重要とした考えのもと、現時点でDMOは必要ないと考えております。

一方で観光は広域的な取り組みが重要であると考えますので、水戸・笠間・大洗観光協議会を初めとした広域連携を図っておりまして、広域でのDMOにつきましては勉強していく必要があると考えておるところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） ここでパネルを出しますが、観光庁が出しているDMOの構築という内容なのです。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地づくりを行うかじ取り役となる法人という形で、今まで、かじ取り役というのが重要だと思うのです。DMOは、市内の観光と言っても産業として商工業とか農林業の中にも観光の要素があると、つまり笠間だったら笠間焼とか農業でいけばクリとか、そういうものを一括の観光の地域づくりとしてまとめ上げてマネジメントしていくということが重要なのです。今までもいろいろなことをやってもつながらない、点としてしかなかなか難しいので、そこをマネジメントしていくのにDMOという役割を果たしていったらいいんじゃないかというのが観光庁のこういう内容でございます。

全国では、今、初めは県とか広域とかという形でやってきたのですが、地域DMOという形の中で茨城でも茨城県には観光物産協会を中心としたDMOとか、鹿島のサッカーのスポーツを中心とした地域のDMOというのがありますので、先ほど言った私は単独というよりは広域での今度はインバウンドまでにらんだDMOであってほしいなと思うのです。

ことし2月に友好都市であります田辺市に私は会派のほうで調査に行きました。田辺市は熊野古道というのが世界遺産になっていて、そこを訪れる人たちにどうやって来てもらおうかということで、新たにDMOを立ち上げて海外での古道という聖地を回るという考えでアプローチをしていこうということで、その経験がある外国人をDMOの中心に据えたと。外国人の目線で町を変えていこうということで看板等も変えるし、案内のほうも外国人のアドバイスをいただいて外国人インバウンド政策をしやすい環境づくりをしていったという内容があります。

ですので単独でやるというよりは、今後の後の質問にありますDMOの関係は広域のほうがいいのかなと思いますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小項目3を終わりますして、小項目4に移ります。

インバウンド政策、台湾事務所が笠間市はあるのですが、笠間市のインバウンド政策についてお願ひしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） インバウンド政策についてとのご質問でございますが、インバウンド誘客強化のため笠間台湾交流事務所を設置しておりまして、台湾国内からPRすることにより交流人口を拡大することで地域の活性化を図っております。さらに業務連携をしている昭文社により外国人向けに2カ国語の観光情報発信を行うとともに、県と連携し本年4月にはひたちなか港に入港した外国の大型クルーズ船の乗客を対象とした観光ツアーを開催しておりまして、来年においても大洗港に入港するクルーズ船の観光ツアーの誘致を行い外国人旅行客の誘客を進めてまいります。

このように台湾を初めとしたインバウンド推進により訪日外国人が増加したことに伴い、

多言語パンフレット作成、それからQRコードによる市内案内、キャッシュレス決済、Wi-Fi環境の整備、民泊の推進など、外国人旅行客が快適に滞在できるよう受け入れ体制の強化を図っております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） パネルでちょっと示します。笠間市が行っているインバウンド政策、先ほど説明がありましたが、私は県内のインバウンド政策がどうなっているのかということで44の市町村に調査をアンケートですが郵送でかけました。インバウンド政策をやっていますかという問いに対しまして、44の市町村のうち36%に当たる16の市町村がインバウンド政策をやっているということなのです。対象の地域はどこですかという問いに対しまして、何と台湾が一番多く、11の市町村が台湾を候補としてというか対象にしているということなのです。次に中国、韓国と続くのですが、その地域を対象にしているのが台湾だということが11市町村がありまして、笠間市を初め水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町、石岡市、北茨城市、常陸太田市、潮来市、つくば市、筑西市という県内でもばらばらなのですが、県央の地域、水戸、ひたちなか、大洗、特に水戸、大洗は笠間と一緒に観光の振興もしているということなので広域でインバウンド政策、つまりインバウンド政策もそうなのですが台湾の事務所も広域的に台湾を対象にしているので、県を含めて広域で運営ができればいいなと思っているんですが、そこら辺についてお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 広域連携による台湾からのインバウンドを進めることによって台湾の方に好まれるスポット等がふえ、回遊性の向上、滞在時間の拡大など効果的であると考えております。水戸・笠間・大洗観光協議会と連携して台湾旅行博でのPRなどを現在行っておるところでございます。

また、同協議会の幹事会では、より効果的に台湾からの誘客を図るために新たにひたちなか市さんのほうも加えることを現在検討しておりまして次期、次の総会、そちらに諮ることとしております。なお、台湾交流事務所の事務量も増大しておりまして、広域的に取り組むことによりましてさらに事務量が増大するのではないかと考えられますので、構成自治体から費用の面も踏まえて、それらのほかに人的な負担も検討していただけるよう私のほうで提言しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それぞれインバウンドに対しましては各市町村単独ではなかなか困難な面があるんです。課題の克服ということと財源と人というところもありますので広域的にアプローチをして、この地域にインバウンドの人たちを呼び込み、笠間になるべく多くこっちに来てもらう魅力を出すということが大事だと思いますので、今後も広域でのインバウンド政策についてしっかり検討してお願いしたいと思います。

それでは、小項目4を終わりました、小項目5に移ります。

小項目5、地域通訳案内士制度の活用についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 地域通訳案内士制度の活用についてとのご質問でございますが、観光庁が訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備を図るため、国家資格で認定され活動する全国通訳案内士制度を緩和し、自治体が行う研修事項を通じて地域通訳案内士として登録を受けることにより活動できるようになりました。2019年4月時点では全国で36地域、合計2,631名が登録されております。地域通訳案内士制度を導入するに当たりましては、各自治体が地域通訳案内士育成等計画を地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針に基づいて定めまして、観光庁の同意を得る必要があります。そしてその計画に記載された研修を受けることによりまして、地域通訳案内士として登録を受けることが可能になります。

市といたしましてはインバウンド等の取り組みを進めておりまして、外国人旅行者が増加している現状の中で外国人向けの観光案内も必要と感じております。一方で人材確保等の課題もありますが、制度の導入について進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど部長が答弁したように、地域通訳案内士の導入状況ということで、最初は全国でのレベルの高い案内士、そういうものが法律で位置づけられてきたのですが、実際に地域を案内する人たちが活躍する場ということでいくと地域に限定されるわけです。そこで法制の改正が平成29年度に行われて地域、その自治体ごとに地域通訳案内士を導入できるという制度になったわけです。茨城県では、まだ地域通訳案内士制度をやっているところがないんです。これはインバウンド需要に国がどういうふうに応えていくかという政策の中の一つだと思うのです。地理や歴史や文化などの説明はできても英語でできないとインバウンド政策ができないということで、地域通訳案内士制度を導入しています。

実は私たちもことし九州の福岡県の杵築市という市があるのですが、そこに行って地域通訳案内士制度を導入していますということで話を聞いてきました。今までの制度だと資格を取るだけで地域に貢献する人たちはなかなか少ないと、地域通訳案内士、つまり地元の制度の中でやると自分の能力を発揮しながらできるということで、自分の地域だけに限定して案内をするということはメリットがあるでしょうという形で言われてきました。この制度を活用してインバウンドの需要にも応えられると思いますので、県内ではまだやっていないということなので、笠間市でぜひこういう制度を取り入れてインバウンド政策のより一層の推進を図ってほしいと思います。

それでは小項目5を終わりました最後の質問、小項目6に移ります。

小項目6、かさま応援大使、笠間特別大使、笠間サポーターズなどが笠間市の制度としてありますが、この違いは何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） かさま応援大使、笠間特別観光大使、笠間サポーターズの違いと役割についてとのご質問でございますが、かさま応援大使の8組は市の出身者または市にゆかりのある方で発信力と知名度抜群の方を任命しており、笠間市を外側から応援して知名度向上を図る活動を行っていただく役割があります。

次に、笠間特別観光大使の6組は、市の出身者または市にゆかりのある方で活動拠点の中心を笠間市に置いて広く活動している方を任命しており、市の観光PRを含めた魅力向上を図る活動を行う役割があります。

また、笠間サポーターズの6組は、笠間市を愛し、みずから善意で応援したいという精神を持つ方となっており、市内外において開催される市関連催事へみずから積極的に参加し、魅力の発信を行っていただいているところでございます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） この三つの制度を見たのですが、かさま応援大使については要綱がありまして先ほど言った笠間市を全国レベルでPRできるとかということも入っているのですが、笠間特別大使、笠間サポーターズについては何でそういうふうになっているのかということが見えないのです。ですから要綱や規則のない中でどのように決定しているのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） かさま応援大使の決定につきましては、先ほども申し上げましたとおり市の出身者または市ゆかりのある発信力と知名度抜群の方で、要綱に定める基準に基づく人物であるか、活動しているか等を審査した上で決定しております。

笠間観光大使の決定につきましては、笠間市の観光地としての魅力を広く国内外へ発信し、さらなる魅力向上を図っていただける方で課内で定める内規、定める基準に基づく人物であるか、活動しているか等を審査して決定しているところでございます。

笠間サポーターズは登録制となっておりますので、市に関係する団体または個人から推薦を受けた方を登録しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 私が言っているのは、決定過程を明確にするためにきちんと内規ではなく要綱で決定したらいいんじゃないのということを言っているんです。じゃないと、何で私たちは、皆さんもわからないと思いますが、違いもわからないし、その人たちがどういう仕事をするというのがほかの人もわからないのです。ですから、かさま応援大使については要綱があつてやっていると思いますが、決定過程もしっかりわかるようお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 笠間特別観光大使につきましては内規のほうで一定の選考基準、こちらを設けておりますので、現在のところ要綱制定するという考えはございません。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 要綱にしないという理由がわからないのですが、特別観光大使の要綱を見たときに、例えばいな吉の貸し借りの要綱とかが出てくるのです。特別観光大使の要綱がない中で、いな吉のぬいぐるみの貸し借りができますよという要綱をつくっているんです。ですから、そこら辺が制度としてあるならば何かをきちんと決めて、その中で運用していくというのが一番いいと思うので、できる限り皆さんがわかるように要綱とか規則とかで決めていけばいいんじゃないかと思います。

それで決定過程も明確にするというところでいくと各課ではなく、ちゃんと政策調整会議・庁議というのがありますので、そこで報告でいいと思うのですが、そういうものをしっかりした上で外に出ていくというのが大事だと思うので、そこら辺をしっかりとやっていただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 現在のところは一定の選考基準内規で賄っていると考えておりますので、今のところは考えておりません。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 特別観光大使になった方が各課だけしかわかっていないということは、何か問題があったときに笠間市の問題として捉えられるのです。ですから笠間市の中でしっかりもんで、それで外に出すということが必要だと思うのです。つまり各課の中でいいと思っても、こういう問題があつてこの人はだめだといったときにどうするのか、そこをしっかりと議論をする場がほしいと思うのです。ですから各課の中の決裁事項で決めるのではなく、しっかり政策調整会議・庁議をかけて、しっかり外部に出すということが大事だと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 市の中では三役部課長会議のほうでこちらのほうは報告して、委嘱するような形になっております。

○議長（飯田正憲君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 三役部課長会議は報告事項なので決まった後に報告するんじゃないですか。ですから政策過程の段階で報告するような段取りをつくっていただければと思います。一応、今回、かさま応援大使と特別観光大使になった方が今回続いているわけです。その中でどういうふうな政策過程でその人を選んでいるのかということを確認するのも市の責務だと思いますので、そこら辺をしっかりと運用としてやっていただければと思

います。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） 3番内桶克之君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、17番大貫千尋君の発言を許可いたします。

〔17番 大貫千尋君登壇〕

○17番（大貫千尋君） 議長より許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。一問一答方式でよろしく願いいたします。

大項目1、災害復旧の当市の取り組みについて。

記憶にも新しく既に8年が経過しようとしております3.11の災害復旧状況について、今現在どのような進展の中、どのような当市のインフラについての災害復旧の状況についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 17番大貫議員のご質問にお答えをいたします。

3.11の震災の復旧状況についてのご質問でございますが、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災につきましては旧笠間市役所庁舎の全壊や、あるいは市民体育館の天井の落下など公共施設におきまして多くの被害がございました。また、市道等におきましては道路の陥没や段差の発生など、さらにライフラインであります上下水道施設につきましても管渠の破損等多くの被害がございましたが、これらの公共施設等につきましては全て復旧が完了しているところでございます。

また、公共施設等以外の被害につきましては一般建物等の損壊など、こちらも多くの被害がございました。現時点でも罹災証明の申請がございまして、一部の建物等につきましては現在も修繕等が残っているのではないかと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 1番目の2回目の質問であります。今、説明があったように公共のインフラについてはある程度の復旧が完了したかに私の目にも見えますが、住民の中にはなかなか予算のめどが立たなくて壊れた建物をまだ修復が終わっていないような方々も見受けられます。行政で救いの手があれば広報活動していただいて、困っている住民の方の行政側で面倒が見られる部分については丁寧に指導してやっていただきたいと思っております。この質問については、お答えは結構でございます。よろしくお願いいたします。

小項目2、本年、災害と言われるものの中に台風15号、19号の大変な雨風による被害が

茨城県内にも多々あり、また激甚災害とは申せない程度ではありますが当市の中にも被害が出た様子が見受けられますが、当市としてはどのような所見と対応を考えているかをお答え願いたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 本年の台風15号、19号の災害状況についてでございます。まず、台風15号の被害でございますが、本市では幸いにも人的被害はございませんでした。物的な被害といたしましては倒木やそれに伴う停電が主なもので、その他建物等につきましては民間の店舗倉庫の屋根が強風により飛ばされまして、付近のアパートが一部損壊した事案がございました。そのほかにつきましては、住宅のテレビアンテナが倒れるといった被害がございました。

農業被害につきましては、主にクリの落下や枝折れなど、またパイプハウス等の被害を合わせまして被害金額は664万6,000円となっております。

続きまして、台風19号の被害でございます。台風15号と同様に人的被害はございませんでした。物的被害といたしまして店舗の床下浸水が1件、土砂崩れ3件のほか河川の越水や倒木による一時的な通行障害などが多数ございました。

農業被害につきましては、クリ、ハウレンソウ、コマツナ、ソバなどが落下や冠水の被害を受けまして、パイプハウス等を含む農業被害全体で1,622万6,000円となっております。

また、予定されておりましたさまざまなイベントが残念ながら中止となってしまいましたので、数字にはあらわれない部分にも大きな被害があったと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 非常に消防署、当市で言いますと旧友部の消防署の前です。私もお願いしてマンホールポンプ等設置をしていただき、今回の19号、15号で床下に恐らくはやっていなければ冠水したであろう地区の方々が、おかげさまで冠水を免れたということで非常に喜んでおりました。報告しておきます。

私が見聞きしている中で、大した被害ではないと判断されそうなのですが、受益者農家にとっては非常に特に涸沼川の河川改修を50年ぐらい前に毎年田んぼに流出するものですから、建設省、土木事務所が力を入れて50年から60年前に堤防をずっと笠間地区から友部地区、茨城町境までつくったわけなのですが、堤防の形態が決壊をする1メートルぐらいの状況で田んぼに流出するような、そういう構造になっているんです。だから、特に北川根地区の仁古田地区、長兎路地区、湯崎、あとは川の反対側の岩間の安居地区ですか、安居地区には堤防の決壊を防ぐためにオーバーフローするような構造になっております。そうしますと、ちょうど台風のシーズンだと稲刈りが終わった後で、昔はわらを使ったのです。今はほとんどわらはどなたかに受益者は頼まれればとってはおくのですが、ほとんど

稲刈りと同時に混載してしまって、堆肥化するように田んぼの中に敷き詰めちゃうわけです。

そうしますと水が冠水すると、それが全部浮いてくるんです。最終的には流出していく水路の付近に稲わらが、ひどいところで私も見に行ったのですが40センチぐらい一番最下流の水田にたまってしまう。また、30センチ程度の水田もあれば15センチ程度の水田でもありますが、稲わらの対策について私が聞いた範囲では、撤去運搬については県のほうで負担する方向だけれども、処分については各担当市のほうにお願いする予定だという話を1カ月程度前に聞いて役所のほうにも担当市のほうにも問い合わせをしたところ、農協が窓口になるのか地元の土地改良区が窓口になるのか、どちらにしてもそれは来年の作付には間に合うように対応は県と協議してしますというお話を承っておったのですが、詳細について今現在どういう状況になっているかをお答え願いたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 麦わらの堆積の費用と補助ということでございますが、こちらは現在、土地改良、それからJ A、市などが事業主体となって国へ審査請求して、事業主体に補助金が支払われるというような補助があります。最大で立米当たり5,000円、こちらが支給されるということになっております。こちらにつきましては、現在、農協さんとか土地改良区のほうに取りまとめて運搬をしていただいて、こちらの申請をするような方向を今、協議しているところでございます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 再度の質問なのですが、協議中ということですが、結果結論が出るのはいつごろなのか、結局あとは土地改良区がやるにしても農協が窓口になるにしても、行政側に問い合わせがあったときに受益者、耕作者または借りて使っている方、あとは地権者、そういう方から問い合わせがある窓口をはっきりしていただくということと、対応が受益者に質問した方に具体的にわかるようなマニュアル、必要があれば農政課等の窓口でマニュアルをつくっておいていただいて、年を取った農家の方がどうしたらいいかと相談に来たときには、このようにやってくださいというようなことで具体的に親切に対応ができる時期はいつなのかを予想でいいですからお答え願えればと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 取りまとめも含めまして早急に対応していきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 3回目なのですが、年の瀬も迫っていますので年内、年明け早々には、通常ですと水田を大事にする方は稲刈りが終わって正月を迎えない前に1回耕作するのです。そうすると耕作、稲わらとか稲株とかが早く土壌化する原因にもなるので、それができないでいる状況でありますので、なるべく早急な対応をよろしく願いをいたし

まして、2番の質問は終わります。

3番目、小項目3番目は今後当市に予想される災害についての質問です。

今、北関東の震災、正式名称はともかくとして3.11以降に急に注目され始まっているのが今、東京都の直下型の地震があります。それに向けて公的機関、民間の機関、いろいろな機関が地震の原因は何だと、活断層が大きな影響、要するに大陸移動性の地震と、プレートの摩擦から起きる地震です。あとは火山活動における地震と、そういう大きくは二つの地震の原因があるわけなのですが、首都型直下地震は30年以内に70%から80%の可能性の高さで必ず起きるんだよということで今現在、東京都は真剣にその対策に取り組んでおります。今現在、無放置にしておくとして1回の地震で1万6,000人が恐らく実際亡くなるだろうと、軽傷者、重傷者も含めると約3万5,000人、人的な被害が及ぶだろうと、それを今、一生懸命対策をオリンピック後はそちらにシフトしていくような方向になっているようであります。

そういう中であって、300から500の活断層が日本列島の中には走っているわけですが、幸いにも茨城県は県境方面に3カ所か4カ所の活断層があるだけで、それから太平洋側に向かっては活断層がありません。そういう中で災害に強い地域としてのアピールが当市も含めた茨城県の東部の地域ではできるのではないかと、水害、水対策をきちんとすれば企業の誘致や移住に対して最も東京都から近い便利な地域になっております。

そういう中で今、東京都は一極集中を何とか災害時が起きた場合でも人口を減らす、あとは人口密度を減らす、最初のころの所得倍増論のころに建てた木造住宅、山手線の外側に建っている木造住宅がこれが大体全滅だろうと言われていたんです。ところが、その中の道路がみんな狭い道路なのです、2メートルから3メートルで。消防車が入っていけない。だから消防車のホースの延長というのは東京都の基準だと140メートルなのです。だから4メートルの道路から140メートル先にあると燃える家があっても消してあげられない。そういう中で杉並区とかそういう住居地域が今、協力をして真剣に公民館に集まって話をしながら、道路を消防車を通すには道路を広げなくちゃならない、広げる場合は結局かかる人の負担になってしまうわけです。そういう中で結局、行政区が仲介の労をとって何らかの条例改正とかいろいろな方法を取りながら負担軽減を図りながら何とか被災地とか避難地、学校とかいろいろな指定された避難地に住民の方が移動できるような、そういう手段を今一生懸命とっております。

それと同時に、私は笠間市の人間ですから笠間市を一つの宣伝をきちんとして市街地をきれいにして、今、分散を促しているらしいです首都圏を移動しようと。企業も皆さんもよくコマーシャルなんかで知っているアクサダイレクトという保険会社、これが大体1,500人規模の正社員を有する会社が東京都内に本社を設けているわけなのですが、社長が英断をして代替地として、その市の会社内での統計をとったときに札幌がいいということで本社機能を2社化と、本社機能を2社化と言って2カ所の本社機能を持つ事業所を東

京都の中にも置くし外にも出すよということで、500人規模の札幌支店ではなくて第2本社として札幌市内に移動したらしいです。

それを国が今、東京都と一緒に一極集中をやめようと、外に人を出していこうと、通信とか証券取引とかいろいろな部分、本社機能の移せない部分だけを東京都内に置いて移せるものは全て外部に出そうと、それを東京オリンピックの後、国交省や自治省やいろいろな方も参入した中で移転を促そうと。笠間市は、本当に適地だと思っているんです私は。だから災害に強い地域としてのアピールをきちんとマニュアル化して、それで直下型地震に備えた東京都内の企業の移動拠点として強くアピールすべきだと私は思うわけであります。漠然とした質問ですが、もしお答えができるのであれば。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） ただいま首都直下型地震のお話等もいただきましたけれども、予想される当市の災害についてでございますが、ことし大きな災害をもたらしました台風は倒木による長期間の停電やあるいは堤防の決壊による洪水など各地に大きな被害をもたらしたところでございます。自然の力、そしてその怖さを実感させられたところでございます。幸いにも今回、本市におきましては大きな被害をもたらさなかったですが、これから冬本番を迎えまして強風や大雪による気象災害、また突発的にただいまお話がありました突発的な発生をします地震などによる自然災害などが想定されているところでございます。

そういった方が一の災害発生時にも想定外ということがないように、平時からさまざまに対応すべく今検討を重ねているところでございます。今般の台風19号の際につきましても台風の接近前から陸上自衛隊、水戸気象地方台、県の防災危機管理課や河川課、水戸土木事務所、そして笠間警察署、消防本部等の関係機関と情報の共有を初め、対応方針などについて連携を図ってきたところでございます。

引き続きまして、さまざまな関係機関と連携を図りまして災害に対する備えをしっかりと強化してまいりたいと考えてございます。また、そういった対応につきましても関連する施策の中でもPR等も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 小項目3の3回目で、これで小項目3は終わりにしますけれども、今、3回目の質問のお答えが返ってきたようであります。現実には、東京都心で7から7.5強の直下型の地震が起きるという予想でありますので、活断層から50キロから100キロ圏内ですから当市は、震度6ないし6強の地震はあることは想定しなければなりませんので、例えば3.11以降まだ改築が終わっていない木造住宅とか改築が終わっていない軽微な軽量鉄骨の建物とか、そういうものについては災害を間違いなく受けますので、その辺の啓蒙活動も東京都とあわせて恐らくゼロということはないです、100キロ圏内ですから。地層が安定していますから波は通ってきますから、そういう中で少なく見積もっても6な

いし6.5強の地震はあると見た上で、防災計画を今のお答えになった連絡網をきちんとする。あと認識を笠間の市民一人一人に認識をしていただけておく、それにあわせて避難地とか、そういうものをきちんとしておくというような努力を怠らないでいただきたいと思います。

大項目1、小項目3までの質問をこれで終わります。

旧友部、旧笠間、旧岩間が合併しまして13年がまもなく経過しようとしているわけですが、そういう中であって我々の議会議員の一番の仕事は将来の子どもたちが元気に生活できる住環境、子どもたちが安心して勉強できる場所の提供、そういうことが最も重要な課題になっているわけでありますが、合併特例債等の流用をしながら今現在、合併してから新市笠間市内の教育インフラの整備状況についてお答え願いたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 17番大貫議員のご質問にお答えをいたします。

学校施設につきましては、平成7年の阪神淡路大震災を受けて合併以降も学校の耐震補強に特化した事業を集中して実施し、平成26年度には市内全ての学校の耐震補強工事を完了しました。また、老朽化が進んでいる学校施設につきましても計画的に順次改築や改修などを進めてきたところであり、平成19年度に友部中学校校舎、平成20年度、平成21年度に岩間中学校校舎、平成28年度には岩間第一小学校の校舎、平成29年度に笠間中学校の武道場、今年度には友部第二中学校の校舎、今年度と来年度にかけて南学園の校舎の一体化の整備を進めているところでございます。

また、平成29年度から小学校の普通教室、中学校の普通教室と特別教室に空調設備を整備してきたところであり、今年度に市内全ての学校への設置が完了したところでございます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 2回目の質問になりますが、山口市長の熱心な努力によって学校施設等の災害に対して強い構造を持った建物、今、お話しには出ませんでした、教育、文化に貢献をする笠間の体育館にしても公民館にしても耐震補強が終わって整備が完了したと。さらには議会からの要望、要請もあって小中学校のトイレ、旧式のトイレが多かったわけですが女性のお子さん方から非常に不満があったわけですが、その改修についてもやっていただいたと、エアコンについてもやっていただいたということで教育環境のハードのインフラ整備についてはほぼ完了の方向にあるのではないかと思います。

それに伴って学校のソフトの部分、今、国は義務教育、中学校を終わるまでに中学校を終わって義務教育が終わった方は今のIT社会の中で不自由がないようにということでパソコンやインターネットやそういう今は何と云うのですか、私はいまだに財布を持ったり小銭入れを持ったりしているわけですが、うちの家内から子どもたちから従業員からみんなカードですね、5%安くなるのだということで、そういう状況の中でこれは日常の生

活をしていく中でどうしても自分一人や地域だけで解決できなくて、日本中、世界中がそういう世界に移行している状況の中で当市の国のそういう施策についての取り入れ方、進め方についてお答え願えたらと思います。

○議長（飯田正憲君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 議員おっしゃるとおり、建物の対策だけではなく今後は児童生徒の情報活用能力を育成するためのインターネットを通じた授業等を行いまして、多様化する教育内容への対応を求められることとなりますので、それに対応した整備を進めていきたいと考えております。

学習指導要領が変わりましてプログラミング教育というのも出てきますので、そういったことに向けて環境整備を進めていきたいと考えございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 1番目、2番目を今からの質問で終了いたしたいと思います。

今現在、私が心配することは、まさにデジタル化、インターネット化、IT化、そういう世界、我々田舎者が田舎者ではいられないような、そういう状況下というか周りが社会がそういうふうになりつつあります。そこで私は一番心配な点は、精神面での効用なのです。今、テレビを通したりインターネットを通したり、iPhoneを通したりすると人によっては子どもによっては個人対個人の個人対個人の精神面までの交流というのが希薄になってきています。人間というのは能に記憶されるほとんどの部分、約70%から80%が視覚から入ってくる情報なのです。

ところが我々昭和時代の昭和20年代から昭和30年代ぐらいの人たちというのは視覚ばかりじゃなくて耳から、あとは野山を駆け回って臭覚と言いますか臭いから、いろいろな五感を通していろいろな情報を習得しながら、これは危険だから食べられないとか、これは何日ぐらいしかもたないとかという感覚というのですか、それを養ってきたわけなのですが今の子どもたちはそういう経験がだんだん希薄になってきます。

うちの孫高校3年生、男の子が一人、女の子が兄弟ですから一人っ子の娘の子どもが今高校1年生、女の子、跡取り息子の2番目の子どもは女の子、高校1年生、私は心配でならないのは、「じいちゃん黙っている」と言われるのですが、携帯電話を見ている時間です。うちの娘に言ったのです。「予想でもいいから携帯電話を孫が見ている時間、大体どのぐらいなのか言ってみろ」と言ったら、大体休みの日と学校の日では差がありますが、休みの日だと4時間とか6時間とかとあるらしいです。だから、ある私立の学校では携帯電話は校内に持ち込んでだめだという学校もあるぐらいに視覚からだけの情報収集、五感がそれに伴っていないから忘れちゃうらしいのです情報は入ってくるけれども体で覚えるということがないから、だから人間構造と言うのですか思考形態とかそういうものに対して非常に不安な部分、時代が来るだろうと予想されているわけなのですが、そういったことに対する時流の便利さ、便利さは弊害も一緒に連れてきますから弊害に対する笠間市

の教育方針がありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 視覚によるというお話がございましたが、ネット依存というのも問題になっているかと思います。笠間市の教育目標といたしましては、知性を高め、一人一人の持ち前を伸ばすということと、自然や文化を大切に、郷土を愛する心を培う、豊かな感性を育み、健やかな身体を養うということがございます。いろいろな体験をしながら自分が生きる力を磨いていくというようなことで、精神面でもこれから将来社会に役立っていけるような人物になるように教育のほうも進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 3回目の最後の質問になりますが、一番大事なことは、私はかわいい孫を扱って覚えたことなのですが頭ごなしに、こうしよう、ああしようと先に立つ人間が言っても今の子どもたちは聞かないのです。ところが相談をして提案をしてもらって、子どもたち孫たちに提案をしてもらって、それでじゃあこういうふうにしようよねと約束したことは、後でお小遣いをもらえない都合があるのだからどうかはともかくとして、意外と守るのです。

ですから、その辺の恐らく3人のうちの3人の孫がそうなんだから、よその子どもたちも類似点はあるように思うので教育長を中心に学校の中で先生と子どもたちが話し合っ、「先生は心配なんだよな」と、「どういうことが先生心配なんだ」と、私たちが子どものころはこんないろいろな経験をしたから、手を切ったらどのぐらい痛いとか、友達を殴ったらこれ以上殴ると友達が大げがするとか、そういう手加減とかいろいろなものを自分の体やそういうことで情報収集できたのだけれども、君たちの年代はそういうことがないから、椅子でいきなり興奮してはたいてしまって例えば相手が大げがしてしまったり障害が残ったり、そういうことが心配なのだということで、座談会というわけではないのですが子どもたちが心を開いた中での話し合いをしながら笠間の子どもたちに私が一番望むことは、うちの笠間市の子どもたちはとにかくどこに出しても恥ずかしくないのだと、お宅の会社で雇ってもらっても大丈夫なのだ、子どもたちというのは子どもたちに直接聞かれますと語弊があるかもしれないですけども、その地域の最大の財産なのです。その方がいろいろな活躍をしたり、いろいろな収入を得たりしてみんなのために納税してくれた、その納税のおかげで地域のインフラや学校が壊れれば直したりということで、人に勝る財産はないのです歴代人類の歴史を見てきても、だから最も重要な部分についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 17番大貫議員の今お話を聞きまして、お答えさせていただきます

す。

今の学校教育では、主体的、対話的で深い学びということを言っております。その中で笠間市では特に対話を重視しようということで、授業の中でしっかり対話できる生徒同士、それから先生とも、それからいろいろなゲストティーチャーとして地域の方などをお呼びして来たときにもそういう対話がしっかりとできて、そしてそこから学んでいこうということを重視しようとしております。まだ始めたところでなかなか授業が完全にうまくいっているとは言えませんが、これからも対話重視の授業をしっかりとやっていけるようにしていきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） まさに、今、教育長がおっしゃった教育方針が非常にこれから重要なのです。人と人との触れ合い、話し合い、利用する力が誤解を招いたり、事件を防いだり、いろいろな人の摩擦からいろいろな被害が出ます。出した被害に対して今は子どもたちとはいえ罪の種類によってはすぐに収監されてしまうというか、児童保護法の枠が徐々にとられてきております。そういう中で1回そういうレッテルがその子どもに張られてしまうと本人は簡単なつもり、そんなことになるとは思わなかった、そういう中でも一生の傷を負ったり一生の問題になったりする場合があります。人と人がコミュニケーションをとって、人と人が全てよその国でやっている戦争なんかを起こさないで全てのことが人間の話し合いで解決できるような、そういう資質の高い子どもの教育を目指していただければと思います。

2番、小項目2を終わります。

小項目3、学校施設内のメンテの状況なのですが、時間がなくなりましたので割愛をしながら質問回数は1回で終わりますのでお答え願いたいと思うのですが、私が担当していますというか、うちの孫たちが世話になっているのが北川根小学校と友部第二中学校なわけなのですが、なかなか今、父兄を呼んで草取りをしたり何かということがなかなかできない状況なのです。私はトラクターの後ろについている草刈り機を石崎議員から指導を受けて2台持って、今、道路とかいろいろな草刈りをたまに暇にあかしてやってあげているわけなのですが、学校の施設内もトラクターで草を刈ってやれるようなブランコの位置とか細かい構造物の位置の配置をメンテができやすいような配置を考えていただければ、その地区その地区で私ばかりじゃなくて恐らく議員さんの中で3分の1ぐらいの方はいろいろな機械を持っているかと思うのですが、30分や1時間でやってやれることが30人も40人も父兄が来て半日やらなければ終わらないような、そういうことが多々あるのです。ですから、ある程度学校施設内を調査研究をなさっていただいて、地域の方があんまり手作業をそんなにしなくてもできるような遊具の配置とかコースづくりとか、そういうものを考えればますますこれから恐らくお手伝いではなかなか管理ができなくて、結局は市民の血税からお金を出して商売の仕事をしている方をお願いして無駄なお金がかかるようになる

うかと思しますので、それは研究をしてみてくださいということで要望にしてこの質問を終わります。

次に移ります。茨城中央工業団地笠間地区の現況について、小項目1、進出企業と予想について、小項目1についてお答えください。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 17番大貫議員のご質問にお答えいたします。

進出企業の予想についてでございますけれども、茨城中央工業団地笠間地区におきましては平成28年に操業を開始いたしましたジャパンテック株式会社を初め、先日工場建設に着手いたしましたタカノフーズ関東株式会社など5社が決定をしております。また、現在4社と具体的な交渉を進めてございまして、分譲見込みを含めますと当該工業団地の分譲面積74.3ヘクタールのうち約4割に当たります約30ヘクタールの分譲が進んでいる状況となります。

今後につきましては枝折川の北側の造成が進むことによりまして、さらに企業立地の動きが活発となるというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 実際、以前に福田屋とイオンの進出問題があつて、結果的にはイオンは福田屋さんが出るのを邪魔したみたいな形に受け取られて、結局はこちらに進出しないで違約金だけ7,000万を県のほうに払った経過の中で、県については交渉中の情報は一切出さないと、契約を正式にしてくれた会社の公表はするけれども契約後の交渉ということで今現在40%程度だということでありましたが、台風15号、19号の影響、災害が少ないというような状況、今現在トヨタ自動車の国内総生産の2割が生産できない状況です。これは日本の国にとっても物すごく経済的な打撃です。この2割が操業できないというのは千葉を含めた災害地で部品が調達できない、川鉄の自動車屋の鉄板をつくる工場があと半年復旧するのにかかるからということで日産自動車のボディーができない。

そういう中で拍車がかかって恐らく笠間地区の工業団地については造成が間に合わないぐらいに、あと1年ぐらいで恐らく完売してしまうのではないかとというような私は個人的な予想を立ております。

そうした中で質問に入りますが、大体笠間地区の工業団地の中に企業誘致が終わった段階での当市の従業員の数、また当市内に居を構えてくれる移動人口、また奥さんやお子さんを連れてきていただければ、また人口も影響が出るのですけれども、大体大ざっぱな予想をどの程度立てているかだけをお答えください。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 茨城中央工業団地の笠間地区につきましては、もともとの計画のほうは約3,000名という形で従業員数のほうを計画してございました。その後、今のオートメーション化等が進んでございますので大体2,000人ぐらいの従業員が張りつく

のではないかと考えている次第でございます。こちらのほうにつきましては全員が笠間市のほうに住まわれるということではないかと思っておりますけれども、定住化に向けたいろいろな施策については検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 恐らく従業員が2,000人なり3,000人であれば影響人数がありますので地方都市の人口減には大変貢献してくれるだろうと思っておりますので、笠間のインフラ、あとは清掃活動、そういうこと、あとは学校の評判、教育関係の評判、そういうことを徐々に整備をきちんとしていただいて、「ああ、笠間に住みたいな」と、「東京のうちを処分して笠間にお父さん住もうよ」と言われるような地域整備を考えていただければと思います。それについての質問であります。工業団地の周辺、中小の道路や水路、工業団地の造成に伴ってなくなったり、つけかえがあったりしているわけですが、住民要望を十二分に聞いて後でお世話になった近隣住民に苦情が出ないような対応をとっていただければと思います。考え方は。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 周辺のインフラ整備ということでございます。幹線につきましては、今現在、県のほうと協議を進めながら随分整備が進んでいるところでございます。細かい部分につきましても区域内につきましては検討、協議を進めながら整備のほうをしていきたいというふうに思っております。

また、人口との張りつきぐあいを見ながら、細かい道路の整備については検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 4番目の質問については次回に回しまして、大項目3の最後の質問になりますが、役所の方は御存じだろうと思うのですが、笠間の工業団地から真つぐ瀬沼川に橋をかけて岩間の工業団地に向けて道路が1本新設されることが正式に県で発表になりました。そうした中で、工業団地同士が1本の道路で接続されることになったわけであります。

ある県を退職した方のお話ですが、恐らくこの工業団地の政策に対しては最終的にはいろいろな期間がかかってしまったけれども成功に終わるだろうと。しかし、そうした中で、あと50町歩か60町歩ぐらいの隣接に団地ができればなど、これは公式発表じゃないですから誤解しないでください。県を退職したOBのお話ですから、だからよかろうさまに考えればそこまで人気度が出るであろうという予想は私は立てておりますので、その辺のことも考慮に入れた上で、よく県の意見も聞きながら周辺整備の怠りがなきようによろしくお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。議長ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） 17番大貫千尋君の質問は終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後零時07分休憩

午後1時00分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

〔1番 坂本奈央子君登壇〕

○1番（坂本奈央子君） 1番かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。

ことし3月に内閣府が発表した調査によると、40歳から64歳のひきこもり状態にある人は全国に推計61万3,000人と、15歳から39歳の54万1,000人、2015年度推計を上回ったとのこと。国もひきこもり対策推進事業として平成30年度からは生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、訪問支援等の取り組みを含めた手厚い支援を充実させていくなどとしています。

また、先日閣議決定された総合経済対策の中で、就職氷河期世代への支援においてひきこもりサポート事業の強化も含めた計画を年内に取りまとめ、集中的な取り組み期間を3年間として実行に必要な予算も確保するとしています。自治体での支援強化が必要とされる中、笠間市においても今年度のソーシャルサポート事業強化において、ひきこもりサポートの充実として実態調査を行うなどの取り組みを実施することになっています。

そこで、ひきこもりサポートの現状について伺います。

初めに、ひきこもりの定義については厚生労働省によるひきこもりの評価・支援に関するガイドの中で、「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義しています。

では、大項目1に入ります。

ひきこもりサポートの現状について小項目①、ひきこもりの現状について。

今年度より、ひきこもりサポートの充実として300万円の予算を設定して、今後のひきこもり対策の施策展開の基礎資料とすることを目的とし、ひきこもり者の実態調査を実施するとしています。その実態調査の実施地域、また方法及びその結果について人数や年齢などを含めた実態調査についてお聞きします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 1番坂本議員のご質問にお答えいたします。

ひきこもりも現状についてでございますが、本市におけるひきこもりも現状を把握するため、本年8月から10月にかけて民生委員、児童委員、市内介護事業所のケアマネジャー等を対象に、ひきこもりに関する実態調査を実施いたしました。この調査におけるひきこ

もりも定義は、15歳以上の方で仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅に引きこもっているような状態の方、またこのような状態の方で時々外出することもあるような方、そしてこれらに準ずる方でニートなど調査員から見て心配な状態にある方としています。調査員がそれぞれの地域や担当する家庭等において、ひきこもりが心配される方についての情報を173名の方から回答いただき、回収率としては83.6%となっております。

この調査結果によるひきこもりに該当すると思われる人数は92名で、性別では男性が72.9%とその多くを占めております。年代では40歳代が35.4%、次いで50歳代が19.8%、30歳代が16.7%と中高年齢の割合が高い状況にございました。ひきこもりの期間では10年以上が36.5%と高く、ひきこもりの長期化が課題として見られております。また、今回、報告いただいた中に行政等の支援を受けていないという方が31名いることがわかりました。以上です。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 民生委員さんなどによる調査とのことですが、多くの自治体で民生委員を通した調査を行っているようですし、これから支援していくためには支援の対象となる方、また支援を必要とされている方の実態を知ることが前提となると思います。また、中にはご家族で対応していくというお考えのケースもあるでしょうし、この調査結果が全ての数ではないのかもしれないのですが、ただ、どこに相談すればいいのかわからなかったというようなご家族にとっては調査があったことで相談するきっかけになったということもあるかと思えます。実態についてはわかりました。①を終わります。

小項目②、サポートの現状について。

これまでもサポートをされてきているとは思いますが、そのサポートの状況についてどのような取り組みが行われているか、また相談窓口はどこになるかなどを伺います。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） サポートの現状についてでございますが、ひきこもり状態にある方や、その家族等からの主な相談窓口といたしまして、保健センターで実施しております「こころの相談事業」などがございます。また、それ以外にも社会福祉協議会の委託事業である生活困窮者自立相談支援事業や地域ケアコーディネーターによる訪問活動などをきっかけとして支援が必要な状態にある方の相談を受ける場合もございます。

さらに、民生委員が行う地域での見守り活動や介護事業所のケアマネジャーが高齢者宅を訪問した際に、ひきこもりが心配される方を発見するケースなどもございます。

こうした中、行政の支援が必要と判断された場合には、それぞれのケースが抱える多様な課題解決に向けて生活保護制度の適用による経済的支援や精神科の医療機会の受診勧奨やデイケアによる社会適応訓練、ハローワークなど関係機関で専門職が連携し、就労、社会参加への場の導きのため本人の状態等に応じた個別の支援を中心に取り組んできたこと

ろでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） ケアマネジャーの方ですとかコーディネーターさんのような方など、お宅を訪問して家族とかかわっていく中でひきこもり状態にある方がいることがわかったり、また、それからいろいろな機関につないでいるということで、ひきこもり状態にあられる方はなかなか自発的に相談するということが難しく、引きこもっていること自体がSOSのサインであると捉えることもできると思うのですが、アプローチしていくことの重要性や難しさなどがあることがわかりました。

では、支援対象者はどのような方々か、また支援内容はどのようなことがあるか伺います。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 支援対象につきましてはさまざまな要因がございますので、その要因により対応していくことが必要かと思われれます。支援内容につきましては一例を挙げさせていただきますと、同居していた親が亡くなり単身生活となった40代の方の事例でございます。

この方は家族の指示があれば買い物などの最低限の外出はできておりましたが、単身となってしまうことで全く外出ができない状態となっております。そのような状態が6カ月以上続きまして、遠方に住む親族の方からの相談により社協の職員や地域の民生委員が訪問を続けまして、こちら半年以上生活を支えながら信頼関係を構築し、医療機関への受診を促し、診断を経て現在は施設に入所し、生活をしている状況となっております。こうした根気強い継続的な支援や地域との連携、協力が重要であると認識しております。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 支援対象となる方々それぞれに抱えている悩みや健康状態などさまざまであり、支援の内容は個別のサポートが必要になるということがわかります。それぞれの異なる経緯や事情を抱えているという中で生きづらさを感じ孤立しているということに思いを寄せて、おっしゃったように時間をかけて寄り添う支援が必要になってくるかと思えます。

福祉だけではなく労働や医療といったところとの連携もされていて、それもさることながら心理士やソーシャルワーカーなどの専門職が協力することも重要となると考えますが、現状において専門家の対応はされているでしょうか。また、どのような専門家の方が対応しているでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 先ほどの事例におきましても、専門の医療機関につなげることもできておりました。今年度、保健センターで実施しております「こころの相談事業」におきましては7件のひきこもりも関する相談を受けておきまして、うち4件につ

いて継続して支援を行っている状況でございます。

その相談におきましては精神保健福祉士や保健師がかかわっておりまして、その相談の状況の中から医療機関や、そして社会福祉士など必要な専門家につなぐといった対応をしております。また、今後、専門職に求められる役割といたしましては、本人の意向や本人を取り巻く状況にあわせて具体的な課題解決とともに継続的なかかわりの中で本人と周囲の関係性を広げていくことも必要であると考えております。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 関係機関が連携していく中で、必要であれば専門の方がかかわっていくという仕組みであることがわかりました。

では、就労支援については現状ではどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 就労支援につきましては、ひきこもりの期間が長期に及ぶ場合には、まず就労支援の前段として家から社会の場に出ることが必要であると考えられます。就労支援に結びつけられるケースは就職の問題が明らかであったり、ひきこもりも期間がそれほど長期に至っていない場合などが比較的社会に復帰しやすい状態にある方と考えられます。

就労のための支援といたしましては生活困窮者自立相談支援事業などを活用し、本人や家族の相談から相談支援が中心となって支援計画を策定しております。その調整メンバーの中にはハローワークの職員もおりまして、就労面の角度から自立に向けたサポートをしている状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そのように、これも個別のケース・バイ・ケースによるところがあると思ひまして、就労意欲があるという方に対して向けた支援の手だてがありますし、そうでない場合には社会参加や、まずは心身を良好な状態にしていこうという支援もあると思われ、就労支援ありきのサポートというのは必ずしも適切でない場合もあるのかもしれない。それぞれに合った支援ということからも、就労意欲はあるけれどもなかなか就労につながらないとか、あるいは社会に出たくないというような場合には、御存じのように働き方もさまざまに形態が変わってきておりますので例えばリモートワーク、いわゆる在宅勤務ができるような職種もあるかと思ひます。ハローワークと連携していくことはもちろんですが、リモートワークのような勤務形態の選択肢も、またそれに向けた支援ということも選択肢の一つとしては今後の支援に盛り込むことを検討されてもいいのではないかなと思ひます。では、②を終わります。

小項目③、今後の支援の進め方について。

今後の支援の進め方はどのように予定されているか、またその進める中で社会福祉協議会などとの連携はどのようになるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 今後の支援の進め方についてでございますが、今回の調査により本市におけるひきこもりの現状がある程度明らかになりました。ひきこもり期間が長期化していることと、行政の支援を受けていない方や相談にも至っていない方も多くいるなど、ひきこもりが深刻な状況にあることがわかりましたので、まずこのような方たちといかに接点を持つかが課題と考えております。

ひきこもりに至るケースは、仕事の不調などの社会的要因から疾病などの身体的な要因までさまざまでございます。また、ひきこもりの状態が長期化することにより社会に復帰しようという気力の低下、また高齢化に伴い社会に復帰できる場が狭まってくるなどの問題もございます。

このようなことから今後は本調査から得られた情報を関係部署と共有し、精神医療機関などとも連携しながら、まずは本人に会い信頼関係を築くこと、そして本人の状態に応じた適切な支援につなげるための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、ひきこもりは、早い段階で状況に応じた適切な相談窓口につながる必要がありますので、保健センターで行っている心の相談室や茨城県ひきこもり相談支援センター、若者の就労相談窓口である若者サポートステーションなど、ひきこもりに関連したさまざまな相談窓口を広く市民に周知してまいりたいと思います。

また、社会福祉協議会で現在も行っております「心配ごと相談」ですとか生活困窮者自立相談など、あと地域への個別相談などにつきましても協力しながら行っていきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 社会福祉協議会だけにとどまらず、いろいろな関係機関と連携されていくということなのですが、ひきこもり支援に早くから取り組んでいる秋田県藤里町では、社会福祉協議会が中心となって訪問支援の取り組みなどを牽引しているという事例もありますので、社会福祉協議会との連携を密にして支援を行っていただきたいと思っております。

では、笠間市には地域包括支援センターがありますが、包括支援センターとの関連もしくは役割はどのようなものになるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 包括支援センターの役割についてでございますが、今回の調査でも明らかになりましたが、中高年のひきこもりが多い状態と、ひきこもりの長期化という課題があることから、当市におきましても8050の問題のような課題があるかと思われまます。地域包括支援センターでは地域の高齢者の統合相談を行っておりまして、その中には複合的な課題を抱える世帯もあります。そしてその中に、ひきこもりと言われる状態の家族がいる場合につきましては、高齢者への支援だけでは解決が困難でできない世

帯といたしまして専門相談機関につなげたり、状況に応じてケース検討などを行っている状況でございます。かかわる機関と課題や情報共有し、方向性を検討してそれぞれの役割を分担を行いましてチームで継続的に家族にかかわっている状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 相談の取りかかきのきっかけとしては、いろいろなところからの切り口があるということはいいことだと思いますし、相談窓口の一つとして、またいろいろな情報収集やほかの機関との連携を進めていく中核的な包括支援センターは部署となることができると思いますので、最大限に活用していただきたいと思います。

では、自治体によっては既にひきこもり支援センター等を設置されているところもあると思うのですが、そのようなセンターを設置することは検討されているでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 現在、ひきこもりに特化した相談機関は茨城県が設置している、ひきこもり相談支援センターがございます。市におきましては、ひきこもりに特化した相談窓口はございませんが保健センターの「こころの相談事業」や社会福祉協議会で行っている「心配ごと相談」や生活困窮者自立支援相談などの相談窓口で、ひきこもりに関する相談も受け付けております。また、本人や家族からの相談以外にも民生委員やケアマネが心配される方に気づき市に相談することで支援につながっていくというケースもあり、支援のためにはさまざまな連携が必要であると考えられます。

支援体制の充実のためには、まず必要な支援につなげるための地域の仕組みづくりをしっかりつくっていきたいと考えております。個別の支援につきましては、現在の人的資源等を活用し対応してまいりますことから、現時点においては市においてひきこもり支援センターの設置についての検討はしておりません。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 現時点では検討は想定していないということだったのですが、おっしゃるように地域の仕組みづくりですとか地域の皆さんのアウェアネスを高めるということが大事になるかと思えます。

ただ、ひきこもり支援センターを設置している自治体としては岡山県総社市があります。総社市では実態把握をすることから始まって、ひきこもり支援等検討委員会を設置し、その委員会において調査の分析や検討を重ねて支援センターの設置へつなげていったとのことで、笠間市においても実態調査を踏まえて、また現状のサポート状況に鑑みてその必要性について今後検討していただければと思います。

政府は、12月5日に閣議決定された経済対策の中で、ひきこもりの方等の社会参加に向けた支援の強化、加速化、精神的積極的に取り組む自治体への支援などを盛り込んだとのことですが、国のひきこもり支援の活用や県との連携について検討はされているでしょうか。また、今後の予定があれば伺います。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 現在、国においては就職氷河期世代支援プログラムとして30代半ばから40歳代半ばの就職氷河期への支援策として概算要求として、2020年度の予算の概算要求として総額1,340億円を計上しており、この中にひきこもり対策にも関連した事業などもございます。

事業内容は、本人やその家族にひきこもりから社会とのつながりを回復できた好事例に関する情報を提供するための仕組みづくりですとか、ひきこもり者の就労支援のため県が設置しているひきこもり相談支援センターと市が設置する自立支援相談機関との連携強化を図るなどが示されております。事業の詳細がまだ示されていないので現時点において国や県との連携について具体的な検討はしておりませんが、今後受け皿の強化を図っていくためには必要な部分において連携をしていくことは必要だと考えておりますので検討してまいりたいと考えます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） ひきこもり支援については今がスタートというか今後も継続して行っていくということになると思いますが、長期的な計画に盛り込んでいく方向で検討されているのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 現在、市の福祉の推進に関する期間計画として、2018年度から2022年度までの5カ年の計画である笠間市第3次地域福祉計画がございまして。この計画の中には、障害者、高齢者、子育て支援、健康づくり、生活困窮は就労支援など、地域福祉の推進に関するさまざまな施策が盛り込まれております。地域福祉におけるさまざまな課題が、ひきこもりに至るまたはひきこもりを長期化する要因となっていることから、この計画に掲げられている施策を推進していくことがひきこもり支援につながるものであり、次期改定に向けまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） ひきこもり支援については社会的な課題として捉えていくことが求められており、より相談しやすい体制であったり個別の支援について専門的なサポートが得られるような体制を整備するなど、地域社会の理解や認識を高めていくこともあわせて今後も継続して取り組んでいっていただきたいと思っております。大項目1を終わります。

大項目2、畜産試験場跡地利活用について。

畜産試験場跡地の利活用については、今年度よりその一部を多目的広場として利用するための整備、事業費2億989万1,000円を設定して整備を進めることになっております。そこで、本事業の現状について伺います。

小項目①、跡地の利活用について、これまでの経緯を伺いたいと思っております。畜産試験場移転後のこれまでの経緯と調整池が整備されるまでの経緯について伺います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 1番坂本議員のご質問にお答えいたします。

これまでの経緯でございますけれども、平成12年に畜産試験場が移転した後につきましては、茨城県と協議を重ねながら跡地の利活用に係る課題の整理や市民の意向の把握または民間事業者等のニーズ調査などを実施してまいりました。特に利活用に当たりましては、畜産試験場跡地一帯の雨水排水の処理が大きな課題となっていたことから、県の市町村づくり支援事業を活用いたしまして調整池及び雨水排水路の整備を進め、平成28年度に竣工したところでございます。さらに、西街区の整備が進められ平成29年には工場用間接資材のインターネット販売を手がける株式会社M o n o t a R Oが立地し、操業を開始しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 跡地の利活用を進める上で、調整池をつくるということが必要であったという経緯がわかりました。では、排水のために整備された調整池の一角に遊具設置されているまきば公園と言うのですか、それが設置されていると思うのですが、設置の経緯と利用状況について伺います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 畜産試験場跡地の利活用に係る市民の意識調査を行いまして公園設置の需要があったこと、また効率的な土地利用という観点から県の畜産試験場跡地整備事業における開発上の公園として位置づけまして雨水排水施設とともに整備をしたものでございます。

公園本体につきましては県において整備した後に市に移管されておりまして、遊具につきましては市が設置したものになってございます。議員さんも平日昼間なんか通られるとよくわかると思うのですけれども、結構昼間の段階でご家族連れの方が利用されているというような状況になってございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 車をとめるスペースもあって小さいお子さんが遊んでいることを見かけることがあります、利用されている様子が見受けられます。また、池の周りが歩けるようになっていて、ウォーキングをされている方もいるようです。では小項目①を終わります。

小項目②、県との協議の状況について。

跡地の活用について、最近の県との協議はどのようになっているでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 県との協議の状況でございますけれども、跡地の利活用に係る協議につきましては旧友部町のころから実施して現在に至っているところでございますが、今までに県庁移転誘致やスポーツ、文化施設等の複合施設の設置などについて提案

をして議論を重ねてきたところでございます。

直近でございますけれども、平成28年に茨城県と笠間市及び有識者などで組織いたしました畜産試験場跡地利活用検討会におきまして導入の機能や利活用の方向性を議論してございまして、民間事業者等への処分を優先するという基本的な考え方と住宅や医療施設もしくは商業・生産施設といった幅広い利活用方法が望ましいとの方向性を打ち出しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） では、今後の協議についてはどのように行っていくか、また計画について期限などは設定されているか伺います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 畜産試験場跡地利活用検討会におきましては、さまざまな利活用に柔軟に対応できるよう導入機能を特定するような計画は策定せず、個別案件ごとに総合的に判断していくとの指針が打ち出されているところでございます。

市といたしましては、これまで区画を分割しての分譲や住宅開発事業者と連携した分譲策など提案を県に行ってまいりました。今後につきましても、引き続き早期の利活用に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、計画の期限につきましては、地域振興に資する目的につながる望ましい利活用を実現するため定めないというふうに行っているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） あくまでも県有地であるということから、県との協議の上で方向性が決定されていくということがあると思います。これまでの経緯も踏まえると、移転直後と比べて社会的状況が大きく変わっているという状況もありますし、利活用について今後もさまざまな方向から可能性を探って検討していただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③、多目的広場整備の現状について。

今年度の予算を設定して整備を開始することになってはいますが、初めに多目的広場となる場所の概要を伺います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 多目的広場の概要でございますけれども、多目的広場の計画地につきましては県有地である畜産試験場跡地の西側に位置してございまして、面積が約3.1ヘクタールとなっております。敷地の大部分を多目的な用途に使用できる広場といたしまして、そのほか遊びの広場や交流広場などの設置を計画しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） では、今年度の整備の進捗状況はどのようになっているでしょ

うか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今年度の進捗状況でございますけれども、本年度の整備につきましては進入路や雨水管などの関連インフラ整備に着手してございまして、来年度にかけて施工する計画となっております。今年度中に進入路等の関連インフラの整備につきましては全ての工区の発注をするということで予定しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） まずは進入経路の整備から進めていくということなのですが、では多目的広場の施設整備について、どのような施設を設置する予定でしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 多目的広場の施設の設置整備でございますけれども、多目的広場内におきましては必要最低限の施設のみを設置することとしてございまして、利用者の駐車場や休憩施設としてのあずまや及びベンチ、遊具、トイレなどを設置していくという計画となっております。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね、今の必要最小限の施設整備を検討されているということで、その方向性でいただければと思います。

というのも最近では持続可能な開発目標、いわゆるSDGsということが言われておりますが、目標達成を目指した行政での取り組みということで言うとSDGsにはまず17のゴールがあるわけですが、その中のゴール11、住み続けられるまちづくりをというところに公園整備などは当てはめることができ、その中には質の高い公園管理というだけでなくユニバーサルデザインや子育て支援などが含まれると思います。なので、そういった観点を踏まえつつ、公園についても持続可能性を考慮した整備を行っていただきたいと思います。

また、駐車場もつくられるということなのですが、駐車場スペースについてはまきば公園の利用状況を見てでも小さいお子さんを連れたご家族の利用が想定されますし、さらにはそのような方たちにたくさん利用していただけるような公園にするためにもお子さんの乗りおりであったり、例えばベビーカーをおろしたりすることがスムーズにできるように、そして車椅子での乗りおりをされる方にとっても1台の駐車スペースの幅を多少広げる、広くするというような工夫も検討していただければと思います。

さらに言うと、これは多目的広場整備に期待する声が地域にある中で公園に行ってお茶ができたり食事ができたり、または休憩したり、そこで出会った人たちと交流したりするスペースがあったらいいということで広場内にレストランやカフェスペースなどを整備する予定はあるでしょうか、伺います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） カフェスペース等につきましては、将来的に設置ができるスペースを確保してございますけれども、維持管理手法や運営方法について課題があることから利用状況を踏まえながら検討していきたいと考えているところでございます。

当面、飲食用のスペースを設置するといったハード面の対応ではなく、利用者が多く見込まれるときに臨時的店舗の設置やキッチンカーがよく出ていますね、そういったもので対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね。キッチンカーなどで行ってコーヒーが買えるというだけでも気分が変わると思うので、そのようなことはぜひとも進めていただきたいのですが、公園については都市公園法などの法律に基づいた整備運営がされるとのことですが、平成29年6月に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設の設置と当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する公募設置管理制度パークPFIと言うようなのですが、創設されたということです。これは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力及び技術能力を活用して行う新しい手法とのこととして、この制度創設により都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ都市公園の質の向上、また公園利用者の利便の向上を図ることが可能になるということです。なので、ぜひともそのような制度の活用も視野に入れて、カフェなどの設置が可能かどうかを検討していただきたく要望いたします。

このような要望をさせていただきますのも、7月に参加した流山市長が講師でいらした研修会があったのですが、その流山市の快適で新しい都市環境の創出のための施策の一つに公園整備があるということで、流山市らしい公園は人がいる公園であるということ定義して、行政、住民、設計者で公園をつくっていくということを行ったというお話がありました。おしゃれな広域集客イベントなども企画して、その公園で実施するなどしており、人の交流も促進されているとのことでした。

私は、人がいる公園ということ定義して整備を進めていたということは参考になるのではないかなと思いました。公園緑地行政はこれまでは人口増加などを背景として、あちこちに設置して数をふやしていくことが必要だったかもしれませんが、これからは持続可能で魅力あふれる地域の形成や市民のクオリティ・オブ・ライフ、生活の質の向上や精神的な安らぎなどのためということが重視されるようになってきていると思います。ぜひとも人の交流を促進できるような公園となるよう制度の活用などを含め整備を進めていただきたいと思います。

では、今年度は進入経路の整備のみということでしたのですが、供用開始時期などについてはいつごろになるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 供用開始につきましては、現在のところ令和3年3月末に一部供用開始をしていくという計画になってございます。

○議長（飯田正憲君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 段階的に整備を進めていくということで、ぜひとも市民の憩いの場となり、さまざまな用途に利用できる機能を持った交流の輪を育みやすいような、そして地域のつながりを支援する居心地のよい場所となるような公園を整備していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） 1番坂本奈央子君の質問を終わります。

ここで、1時50分まで休憩いたします。

午後1時39分休憩

---

午後1時50分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番日本共産党の石井 栄でございます。議長の許可を受けまして、今から一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、質問の初めに、質問中パネルを使用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（飯田正憲君） どうぞ。

○10番（石井 栄君） それではパネルを使用させていただきます。

まず、1番、大項目1、視覚障害者支援のための音声案内装置改修計画の進捗状況に移ります。

第2回定例会において私石井が質問し、執行部から友部駅の音声案内システムは10カ所整備されております。そのうち3カ所にふぐあいが生じたので、JRや施工業者と修繕に向けた協議を実施しているところでございますとの答弁がございました。改修の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 10番石井議員のご質問にお答えいたします。

友部駅の自由通路等の音声案内装置改修の進捗状況についてでございますが、音声案内装置は10カ所設置してございまして、そのうち3カ所にふぐあいが生じておるところでございます。進捗状況としましては、現在ほかの駅の設置事例等を参考にして改修を検討しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） その改修計画なのですけれども、いつごろまでに、どのように

進める計画となっているのでしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） いろいろまでに、どのように進める計画かでございますが、友部駅の自由通路が供用開始をいたしまして13年経過してございます。経年劣化が進捗していることから改修に向けて、現在JRと協議を継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 関係者は改修が早期に完了できることを心待ちにしておりますので、そのところをよろしく願いいたします。

次に、大項目2、歩道・側溝・道路の改修で安全なまちづくりをに移ります。関連が深いので、1、2同時にお答えをいただければというふうに思います。

まず市道（笠）3592号線の大和田五差路と下市毛北信号機丁字路間は歩道が狭く、段差があり歩きにくい状況です。また、この区間の道路は水はけが悪く、道路に水がたまりやすく排水対策として道路両側の側溝の改修が必要な状況になっています。歩道の拡幅、段差の解消、側溝の改修を行う計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

歩道の拡幅改修につきまして及び関連しまして側溝の改修による排水対策についてのご質問でございますが、ご質問の市道（笠）3592号線は下市毛北交差点を起点に、常陽銀行笠間支店の交差点を左折いたしまして、荒町角交差点を終点とする延長1,751メートルの区間として、平成22年3月に茨城県が管理する国道355号から移管されたものでございます。これまで大和田交差点から常陽銀行がある交差点までの区間及び門前通りなどの整備など、道路の改修を実施してございます。

ご質問にあります下市毛北交差点から大和田交差点までの区間に関しましては、現在のところ道路及び排水の改修計画はございません。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、計画がないということなのですが、この区間の道路状況についてなのですが、結論的に言いますと歩道・側溝の改修が必要な状況になっていると思います。歩道については、側溝の上にコンクリートのふたを敷き詰めたもので幅は90センチから1メートル程度、一人が歩くのがやっとで段差もありまして歩きにくいところです。高齢者や障害のある方が杖をついたり、カートや車椅子で移動することは困難だと考えます。歩道の拡幅、段差の解消を利用者や地元の方々は希望しております。また、この道路の東側は少し高く西側は低くなっており、雨が降りますと東側から西側に雨水が流れていくため西側の部分には雨水がたまり、車が通ると水しぶきが2メートルぐらい吹き上げ民家に吹き込んでくるということがしばしばあるという、そのような話も聞いてお

ります。

さらに、民家の入り口付近から水が流れ込み、庭や家庭菜園まで到達することがあるとのこと。近くの交差点の坂道になっているところでは、雨が強くなると坂道をつたって雨水が川のように市道3592号線に流れ込むようになるということです。

解決策の一つとして、道路東側、西側の側溝を改修し、さらにグレーチングを設置するなどして水はけをよくして道路東側から流れ込む水量を減らすことができると考えています。その対策で効果があると思います。

そして、この道路はご近所の人だけではなく、多くの車や自転車も通行しております。芸術の森公園や全国海外にも事業展開を図っている笠間焼きの窯元、販売店をつなぐ道にもなっており、1年を通して観光客も徒歩やレンタサイクルを利用して移動しています。この地点の改修は、地元の方々の日常生活の不便を解消し、安全対策の向上になると同時に笠間を訪れる観光客の利便性の向上、さらにそのことは観光振興を下から支える確実な効果のある施策であると考えます。計画がないとのことですが、計画を立案し早期の改修につなげるのはどのようなことが必要でしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） まず、道路の側溝につきましては、基本的には道路路面排水を処理するものでございます。

続きまして道路の整備要望につきましては、行政区内で十分話し合いを持っていただきまして、区長さんを代表といたしまして要望書を提出していただくこと、それを受けまして現場状況や危険性及び緊急性を考慮し、公平性を重視しながら優先順位を協議決定して評価基準に基づき整備を行っているところでございますので、まずは地域で十分話し合いをしていただいて要望書の提出をお願いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 地元から意見が出されましたら早急に地元の意見を聞いて、どのような対応ができるか考えていただきたいと思います。

同時に、地元からの申請書提出を待つばかりではなく現地の調査を早期に行うとともに、行政としての積極的な判断をしていただきたいと思います。お願いいたします。

次に、③、国道355号線の市内旧道部分の改修についてですが、国道355号線の旧道で市内区間の箇所は凹凸が多く、車の走行にも何かと不都合があり、また車の走行に伴う振動や騒音で付近の住民の方々も困っており早期の改修が必要と思います。路面等の改修が必要と思いますが改修の計画はございますか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 国道355号の市内旧道部分の改修についてでございますが、笠間地区の市街地、下市毛北丁字交差点から笠間駅入り口交差点までの約700メートル区間は、茨城県水戸土木事務所が管理してございます。路面状況などにつきましては、

日ごろから県と連携し重点的にパトロールをしている箇所でございます。今後も県と連携し、適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 先ほど言いましたような要望がたくさん市民から寄せられておりますので、県のほうにしっかりお伝えいただいて改修につなげていただきたいと、このように思います。

次に、3番、自然災害時の住民避難と安全確保について、ここに移ります。

質問の初めに、台風の影響に遭われた皆様方に謹んでお見舞い申し上げますとともに、早期に復興復旧がされますことを祈念し、そのための応援をさせていただきたいと思っております。

それでは質問に移ります。1番、風水害時の避難所開設について、台風19号が到来時の避難については拠点避難所等の避難所開設が台風到来前の11月11日そして12日となり、天候が悪化する前の避難ができるようになったため、時間的にある程度の余裕を持って避難ができ安心できたというような意見をお聞きしました。避難所開設決定の日時と決定期間、決定の判断基準についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 10番石井議員のご質問にお答えをいたします。

避難所開設決定の日時と決定期間、また判断基準についてのご質問でございますが、今回の台風19号の例で申し上げますと、台風が最接近いたしましたのは10月12日夜から13日朝にかけてでございます。避難する際の安全を考慮いたしまして、前日10月11日13時30分に設置をいたしました災害対策本部におきまして自主避難所3カ所、こちらは市民体育館、友部中学校、岩間中学校でございますが、それら3カ所の開設を決定いたしました。その後、稲田地区の危険性が高まる可能性を判断いたしましたので、翌10月12日14時20分に稲田中学校に自主避難所を設置してございます。

判断基準につきましては、地域防災計画の避難計画におきまして避難所の開設基準やあるいは避難勧告等の発令、判断基準を設けてございます。これらをもとにしまして、災害の状況に応じて総合的に設置の判断をしているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 従来の笠間市の避難というのは、風水害が実際に発生した後、あるいは相当切迫した状況のときに避難所を開設し風雨の中あるいは河川の氾濫後に住民が避難するという措置であったかと聞いています。

今回の早期開設は近年にはない、ひょっとすると初めての措置ではなかったかと思うのですが、台風19号時における今回の決定と、それに基づく自主避難所の開設措置について、その後の経過も含めてどのような事業評価をしているのでしょうか。また、今後の避難所開設時期について、今回のような早期の自主避難措置を適用することを考えているでしょうか。

か、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 避難所の開設につきましては、これまでも切羽詰まってからということではなく、その状況を判断しましてできる限り早期に設置をするような対応をしまいったところでございます。

また、自主避難所の評価と今後の避難所開設時期についてのご質問でございますけれども、今回の台風19号におきましては先ほども申し上げましたように、台風が最接近する前日から長時間強い雨が続くことが予想されましたので、いち早く前もって自主避難所を開設したものでございます。このことは避難の際の安全確保ですとか、あるいは市民の方々の不安解消に寄与できたものと考えてございます。

今後の開設時期につきましても、先ほど申し上げましたが地域防災計画の避難計画における避難所の開設基準に基づきまして、その災害の状況に応じて総合的に、そして適切に判断をしまいたいと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 自主避難措置と、それに基づく早期の避難所開設については状況に応じて適切に判断をこれからもしていくというようなお話かと思うのですが、避難勧告等の発令条件等とか避難勧告発令判断基準、私がいただいた資料の中にはそういうものはないわけですが、今言ったそういう定めで対応しているということですね。それについては市民からの要望、問い合わせに適切に対応するために、そしてそのやりとりの中で無用な誤解を避けることができるようにするためにも、その対応について市民からの問い合わせがあったときの対応について適切にできるような、そういうわかりやすい避難の状況というのが一覧表か何かにしてあるのですか、それは。

○議長（飯田正憲君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 避難に関する基準についてのご質問と思われませんが、避難に関しましては一つの基準に基づいて判断がされるものではなくて、さまざまな条件、災害の状況等、それから今後起こり得る、例えばどれほど雨が降るのか、どのぐらいの長い時間降るのかなどさまざまな状況、それから土砂災害に関しましては土壌雨量指数など非常に複雑な要因が絡み合っ、それらを総合的に判断する必要がございます。そういうことで、単純にこういうふうな形になったら避難になりますよというようなご説明はなかなか難しいものと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは適宜適切な対応を行うということで、今回いい対応をされたと思っておりますので、次につなげていただきたいと思います。

次に、避難環境の整備について移ります。

この前の台風19号の避難時は、天候、暑さ寒さというのがそんなに極端な状況ではなか

ったのですけれども、これからのことについては暑い時期や寒い時期の災害避難というものも十分考えられます。空調の整備、寝具の整備、非常食の活用も含めた食事の提供も必要かと思いますが、今後の方針をお伺いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 避難環境の整備の中で、空調、寝具、それから食事等についてのご質問でございますが、まず空調についてでございます。避難施設につきましては冷暖房設備が完備されている施設、また完備されていない施設もございます。空調設備につきましては避難所を開設する、今おっしゃられましたように季節あるいはその期間など避難所設置の状況がさまざまでございますので、総合的な判断によりまして、もし必要があるとなれば空調設備のない施設におきましても移動式の冷暖房設備を配置するなどの対応を考えてございます。

寝具につきましては状況に応じて配置をするわけでございますが、毛布やマットの追加購入を今回の補正予算に計上しておりまして、1,000人分の寝具を追加で確保いたします。

食事につきましては、各家庭における3日程度の備蓄を推進しているところでございます。今回の台風19号におきましては、避難まで準備ができる時間がございました。必要なものを持参しての避難というものを呼びかけさせていただきましたので、今回食事の提供はいたしませんでしたが、これにつきましても災害の状況に応じまして適宜、必要であれば備蓄食料で対応するものでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そのように状況に応じて対応していただくというのは大事なことだと思いますので、そこを考えていただきたいと思います。

それで拠点避難所は、体育施設として小中学校も使用しているところがあります。避難のときだけではなく、日常の教育活動として使用しているところもございます。空調機能設置を検討していただけるようお願いいたします。また、食事の提供につきましては、前回の19号時には避難所近くのコンビニやスーパーでは食料品がほとんどなくなってしまったというところもあるやに聞いております。非常食の活用と状況に応じて対応も考えていただきたいということで、ここは要望ですので答弁は結構でございます。

次に、避難所の確保について移ります。

避難所は、拠点避難所6カ所、指定避難所24カ所がありますけれども、地域の公民館についても地域住民は開設を望む希望が強くあるところがあります。また、旧笠間保健センターも地域住民にとっては重要な施設です。これらを指定避難所として位置づける必要がありますし、地元の要望もございます。どのように対応しますか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 避難所の確保についてのご質問でございますが、本市の避難所は公共施設や学校施設などを活用いたしまして、災害時に優先的に開設する拠点避難所

が先ほどおっしゃられましたように6カ所ございます。それを含め笠間地区では14カ所、友部地区が11カ所、岩間地区が5カ所で合わせまして30カ所を指定しまして、この30カ所以外に福祉避難所5カ所を指定しているところでございます。

先ほど、笠間保健センターのお話がございましたけれども、今年度笠間保健センターにつきましては既に解体のための設計が終えているところでございます。また、笠間保健センターの所在する地区につきましては指定避難所としまして笠間小学校、また一時集結所としまして鷹匠町児童公園を指定しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 地域の公民館については要望も強くあるところもありますので、開設できるような方向で検討を深めていただきたいと思います。

同時に、旧笠間保健センターは耐震設計、耐震建設がされた堅固な建物で地域住民の避難所としても十分活用できるものですので、現在の方針を再検討して活用できるように検討を深めていただきたいと思いますというふうに思います。そのことを求めまして、次に質問に移ります。

大項目4番、大規模太陽光発電施設建設に係る山林開発の適切な規制と住民の安全・住環境を守る施策についてに移ります。

初めに、私は太陽光発電は原発にかわる再生可能エネルギーとして重要だと考えています。しかし開発に伴ってさまざまな問題が発生しており、適切な規制が必要だという立場から質問をいたします。

まず、1番、今期台風15号から21号が到来したとき、山林に建設した、あるいは建設中の大規模太陽光発電施設付近で発生した土砂流出等の被害について、被害の概要と被害の復旧の経緯、被害の原因について簡潔にお願いします。

そこで、その区域についてなのですが、市内本戸不動坂地区の上部にある裸地をA区域、その下の稼働中の太陽光発電施設をB区域、市内来栖本戸に係るザク沢地区にある開発中の箇所をC区域、ツボロケ地区の開発中の箇所をD区域とこのようにしまして、これからそのようなことで発言したいと思います。三つの件について要点を簡単にご説明をお願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 10番石井議員のご質問にお答えいたします。

大規模太陽光発電施設付近で発生した土砂流出等の被害についてのご質問でございますが、まず被害の概要につきましては、いずれも本年10月の台風19号の接近に伴う大雨によるものでございます。

不動坂のA区域につきましては山林を伐採したままの状況となっており、その斜面から隣接する水田と市道に土砂が流出したことを確認しております。

同じく不動坂のB区域におきましては、太陽光発電施設内の浸透池から雨水が越流し、

市道ののり面が崩れ18日間通行どめとなりました。

ザク沢のC区域におきましては開発中の現場であり、事業区域からの土砂流出のおそれから隣接する住民が自主的に避難いたしました。大きな被害には至らずに済んだと伺っております。

ツボロケのD区域につきましても、開発中の現場であります。事業区域から隣接の市道と民有林土砂が流れ、市道が3日間通行どめとなりました。

次に、復旧の経緯でございますが、A区域の水田への土砂流入につきましては民地同士のため当事者間での対応となります。B区域につきましては、市の施工により市道を塞いでいた土砂を撤去し、通行どめを解除してございます。C区域及びD区域につきましては、開発中のため各事業者が対応をしてございます。

次に、被害の原因でございますが、大規模な台風による自然災害という理由が第1とはなりますが、いずれも太陽光発電施設の整備により大雨の影響を強く受けていることは否定できない状況でございます。A区域については山林を伐採したままの裸地としているため、雨水とともに表土の流出があったものと思われれます。B区域については設置されている浸透池に雨水が集まり、その想定を超えた雨量により越流が生じたものと思われれます。また、C区域及びD区域につきましては開発中のため雨水施設等が未完成の段階であり、造成に伴う雨水の流出増をとめ切れなかったことも原因の一つであると考えられます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） この復旧や原因についてかかわる質問は、次に後半のほうでやります。

次に、上記A、D区域の開発の法的手続、これについて簡潔にお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） これらの開発の手続はどのようなものでございますが、それぞれの区域につきまして順にお答えさせていただきます。

A区域では、市に対し森林法に基づく伐採届の手続がなされております。B区域では、県に対し森林法に基づく林地開発許可申請の手続がなされております。C区域及びD区域では、県に対する林地開発許可申請に加え、市に対しまして笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例に基づく手続と笠間市開発事業指導要綱に基づく協議が行われてございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは繰り返しますと、A区域は市に伐採届を出している、B区域は林地開発許可を県に出していると、C、D区域は県に林地開発許可の申請、市指導要綱による審査、それがあるといってお話でしたかと思えます。

それでは、C、D区域における県の林地開発許可に関して県が許可した主な理由は何でしょうか。森林法第10条2号に適合していることをどのように確認したのでしょうか、伺

います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えします。

C、D区域における県の林地開発許可に関して、県が許可した主な理由及び森林法第10条の2号に適合しているかという確認についてでございますが、平成30年度までは森林法の開発許可は県の権限となっております。法律上の災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の四つの要件を満たしていれば許可することとなっております。県に再確認したところ許可基準に合致していることを確認しております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ただいま、県の審査基準の四つの基準に合致しているという話を受けているというお話がございました。御存じだと思いますが、これは県が示している林地開発許可制度の体系図であります。これによりますと、開発行為をしようとする者は都道府県知事に省令で定める手続に従い申請書を提出をして審査をする。その際に、関係市町村長の意見書を受けて審査をしていくと。それで四つの基準、その四つの基準というのは何かと言いますと、一つは災害の防止、10条2号第2項第1号と書いてありますけれども、当該開発行為により周辺の地域において土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがあるかどうかということや4項は第2項3号になりますけれども、当該開発行為により周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるかどうか、この四つの観点の全てに合格すれば許可することができる、一つでも抵触すれば許可できないというふうに書いてありまして、それはこの体系図によりますと、森林の保続培養、それから森林生産力の増進に留意ということ、第10条の2、3項というところも留意をしながら進めていくというのが県の許可制度だというふうになっております。

これを見ますと当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあることなどが書いてありまして、この4基準全てに適合しなければ許可されないということですから何で許可されたのか、どう考えても上記四つの基準に合格していると私には思えません。

例えば、開発中のC区域では土砂の流出崩壊が発生しており、そのおそれがあるという1号の規定に抵触する可能性があるのではないのでしょうか。C区域では、森林の伐採により伐採する前の環境を一変させたことによって当該周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあるということにかかわるのではないのでしょうか。3号の規定に抵触するおそれがあるのではないのでしょうか。どうしてこれが許可されるのでしょうか。

現にこのような許可を受けた後に土砂の流出が起こっている箇所があるわけです。常識的に考えて、この基準に照らして市民感覚から許可は起こりにくいのではないかと、このように考えますがいかがですか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） C、D地区の許可についてということでございますが、現行の森林法の中ではこの四つの条件をクリアしたと茨城県が判断して許可を与えたものと考えております。また、現在C、D地区の土砂の一部流出につきましては、許可条件の中にも調整池等防災施設及び雨水排水施設の設置を先行し、切り土、盛り土の施工は下流に対する安全確認をした上で行い、汚濁した雨水や土砂の場外流出防止について万全な体制を努めること、実施することという許可条件になっておりますが、今回の台風につきましては自然災害で想定を超えるような台風であったため土砂の流出が一部発生してはおりますが、C、Dとも事業者が遅延なく対処をしたというふうに考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） もう一度言いますけれども、4基準の第1番目の災害の防止というのは、土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるかどうかと書いてあって、これをどのように県は審査したのでしょうか。これを判断する基準か何かがあるのでしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） 森林開発につきましては、技術基準が森林法の森林開発の技術基準がございますので、のり面の角度とか調整池の大きさとか基準に沿ったものが設計でされていると考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと、審査の基準の四つの項目について、この大枠を判断する審査基準というのが技術基準も含めて別にあって、その基準を全部満たしているので県は許可をしたと、そのような説明なわけですね。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） そのとおりでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと今のようなご説明であるとすれば、上記の4基準に合致するかどうかは、それを判断する指針としての細則、基準というものに基づいて行ったら、許可したいとかしたくないとか、そういうことで判断したものではないということになりますが、それでよろしいですね。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） ただいまの四つの基準に合致したため、許可したものであるということでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと今のご答弁からいたしますと、近隣住民からすると納得しがたい不合理な決定の要因として関連する法令や条例に不備や欠陥があるのではないかということになりますけれども、これについては続けて後段の質疑で取り上げます。

続きまして、県が林地開発の許可をする場合には規定により市が市長名で県に意見書を提出することになっていますが、その中でザク沢地区のC区域、ツボロケ地区のD区域に関連して、市長が市長名で出された意見書の提出期日、内容の概要をお伺いいたします。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 市が県に提出した意見書の内容でございますが、提出された林地開発許可申請書を審査するに当たって、市町村長の意見聴取を実施することになっており、本市において関連する部署からの内容での意見を取りまとめ、県へ提出しております。主な内容といたしましては、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例における事業者が行った住民説明会での意見、それから関連法令に基づいて雨水排水処理対策など周辺農地への耕作環境に支障を及ぼさないこととなっております。効力としましては、市が提出した意見書内容をもとに県が適正な指導を行っております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） これからは理解のために少々必要などころがありまして、質問が続けられるようによろしくお願いいたします。

ザク沢地区のC区域に関する市長の意見書をいただきました。これは国の資料と違って真っ黒い部分は全くありません。全部開示されております。市長の意見書の中で、こういうふうに書いてあります。

土砂の流出の防止、雨水排水処理の対策を講じること、周辺農地への耕作環境に支障を及ぼさないよう万全の対策を講じること、そしていっぱいありますけれども、その一部なのですけれども、市町村として付すべき条件及び理由の欄にはこう書いてあります。

工事施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、汚濁水等公害の未然防止に努めること、また災害等が発生した際は迅速に対応すること、このように記載されております。また、住民の意見についてはこれには記載する欄がないため記載されておられません。

開発事業者が、市長の意見書に基づいて万全の対策を講じたのでしょうか。未然防止に努めたのでしょうか。今期台風では大量の土砂流出が起り、開発現場と境界を接する下の民家にある池を埋めて池の上には2メートル以上の土砂が堆積をし、下の脇の池にあった水芭蕉等は埋まって沢を通過した土砂は下の道を塞ぐように堆積し、下に設置された工事事務所の裏手には1メートルぐらいの土砂が堆積したと、このようなお話を伺っております。そして、その付近の住民の方は今度の台風では幼子連れて旅館に2回避難したそうです。流出した土砂の処理、沢水を流しやすくする管の工事は事業者が比較的早く対応してくれたそうであります。

しかし開発地に隣接しているため、いつまた台風で土砂流出などがあり裏山が崩壊するのではないかと不安は尽きません。なぜ、こんな開発が認められたのか、これから強い雨

が降るときや地震が重なったときなど心配で眠れないと口にしていました。

開発現場を関係者宅から見ましたところ、山頂になるにつれて大型の重機が何台もあり、その中の一部が稼働しておりました、行ったときには。山頂近くまで森林が伐採され山肌があらわになって、かろうじて残っている隣接地の木々が風雨を直接受けている、このような風景が広がっていました。

近隣の住民の方は、以前は木が生い茂り沢に水が流れていたが、大雨が降ってもこんなことはなかった、開発が始まってから初めて起こったことですよと言っていました。また、別の方は、ここに移り住んだときには遠くに山々が見え、春には花がきれいに咲き、秋はもみじをめで桃源郷のようでした。笠間市の広報を見て、よいところだから移ろうと思ひ移住しました。しばらくは風光明媚な環境にいましたが開発が始まり環境が一転し、今はこんなはずではなかったとの思いですと、このような話をされておりました。

市が県に出した意見書で、市長が求めている安全対策の付帯条件がこの工事に生かされたのでしょうか。生かされなかったのではないかと、このようにも思います。どうですか。意見書の効力についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 意見書の効力ということについてでございますが、森林法上の許可に関しては住民の意見及び同意までは求められておりませんが、本市としましては笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例に基づき、事業者が近隣住民への説明会を開催し、事業の理解を求めているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 林地開発行為に関する意見書、県に出した市長名で、それによつては、その他の参考となる事項ということや市町村として付すべき条件及び理由の中に次のような記載があります。

工事施工によっては、公害の未然防止に努めること、災害等が発生したときには迅速に対応すること、そしてこのようなことが書いてあります。笠間市の観測史上最大降水量81.5ミリ毎H、1時間当たり81.5ミリ、24時間当たり202ミリ以上の計画とすることと、このように書いてありますけれども、これは大体最近は想定外の雨量だということ、たしか100ミリも超えるような雨量が観測されたという、そういう報道にも接したことがあると思いますので、こういう仮に付帯条件に合致していたとしても、それを超えるような災害というのは最近頻繁に起こっているわけですので、こういうことについてはどのようにお考えなのですか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 史上最大降水量、市内におけるということでございますが、森林法上の雨量につきましては開発都市計画法の開発より厳しい30年に一度の確率の雨を想定しなさいというふうな許可基準になっております。これは笠間市内の観測史上最大級

の雨を超えた雨量を想定してございますので、C、D地区の土砂流出に関してはあくまでも民間事業者が施工中の土砂流出でありまして、きちんと林地開発許可に基づいた工事が完了すれば、そのような事例はなくなると考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと、この規制というのは工事が完了した後の規制基準だということで、工事開発中のしっかりとした規制基準というのはあるのですか、ないのですか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 開発の施工中に関しましては、日々工程等作業の進捗状況が変わってございますので、その間についての基準は定められてはおりません。

ただし、開発許可の中において施工中の事故を防ぐために仮沈砂池や排水を先行して整備しなさいというふうな許可条件を付しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 私は、意見書は県のほうにしっかり出されていると私は読んで思いました。しかし意見書に書かれてあるさまざまな基準については、今後しっかり見直していくことが必要であると私は思います。想定外のことがこれからもたくさん起こっている状況ですので、よろしくお願ひしたいと思うのです。

ところで、地元の方々は大きな看板を立てて大規模施設建設反対の声を上げておりました。住民の多くが反対であったと聞いておりますけれども、報告書では住民の意見は誰がどのように把握し、どんな内容が県に示されたのでしょうか。どのように県に届いて、その結果に反映されたというふうにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 住民意見をどのように今把握して決定に反映させたかでございますが、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境の調和に関する条例におきまして、当該行政区に対して説明会を開催し、十分な理解を得ることを規定するとともに、説明会後に事業者が区長の確認を受けた行政区と説明会報告書を提出することを定めております。その報告書等を通じて住民意見を把握してございます。

また、近隣住民から要望等があった場合には、条例に基づく協議において住民とよく協議し、可能な限り対策等を講じるように努めるという趣旨の意見を付しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 現状の規定の中で、市の担当者はしっかりやったのではないかなど私は思っておりますけれども、近隣住民説明会報告書というのがここにありますがけれども、何を書くかという、開催日時、開催場所、出席人数、説明側の出席者、配付資料というのが枠の中であって、その下には添付資料として、質疑応答書、説明会出席者名簿、

配付資料というのが書いてあります。これらは多分出されたのだらうと思うのですけれども、私は住民の意見をこれでは正確に把握することにはならないんじゃないかなと思っております。これは、このような文書なのですからけれども私はそのように思いまして、これを見直す必要があるのではないかなと、そういうように思っております。

それでは次に移ってまいります。県の林地開発許可を受けて、市は同時にかもしれませんけれども、開発指導要綱第14条に基づいて審査をしたと、このようにお伺いしております。その森林法、市開発指導要綱第14条に適合していると判断した理由、開発に同意した理由、その根拠について簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 市の開発指導要綱に基づく同意についてのご質問でございますが、道路や排水等の構造及び規模等について定めた笠間市開発事業に伴う公共公益施設整備基準を遵守していることを確認するとともに、関係諸法令等に関する必要な手続が行われていることを確認し、開発調整会議において総合調整した結果、同意することとなります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今の説明に関してなのですが、なぜ第14条の1から7に適合したと判断されたのか、私は読んで不思議でなりません。例えば第14条6の農林漁業との健全な調和及び地域住民の生活環境の保持と地域との調和が図られていることとなっておりますけれども、太陽光発電のパネルが広範囲に設置されますと地域の夏場の平均気温が上昇したり、あるいはほかの季節には気温が下降するというとも言われております。地域住民の生活環境の保持ができなくなるおそれがあります。このようにならないようにするためには、しっかりした測定が必要なのですが、こういう測定というのはしたのですか。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今の冬場とか夏場の気温の状況、その辺については測定はしてございません。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 市は、開発指導要綱に基づいてやったと言うのですけれども、そういった問題点もございまして、その辺は開発指導要綱そのものに不十分な点があるのではないかと私は思います。それで住民の意見については、先ほど言ったような報告書をもって市は判断したということですね。

次なのですからけれども、賛成、反対の人数もわからない中での決定となるおそれがあったのではないかというふうに思います。次に、開発工事の着工可能な時期はどの時点なのでしょう。県による林地開発許可の後か市の同意の後か、どの時点で可能になるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 開発工事の着工可能な時期でございますが、開発指導要綱が適用される事業につきましては、開発同意を受け、工事着手届出を提出した後に着工が可能となります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと、市が同意しないときに開発工事の着工ができるかどうかということなのですが、どうですか。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 開発の事業指導要綱が適用される事業につきましては、各技術基準等を遵守していただき関係諸法令に基づく必要な手続を完了の上、同意をすることになりますので、それらの同意がなければ着工はできません。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは次に移ります。A区域からの土砂流出による民地の被害対応と今後の防災対策についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） A地区からの土砂流出による民地の被害対応と今後の防災対策についてでございますが、森林所有者が伐採後の適正な維持管理がなされていることなどが原因となり土砂の流出が発生し民地への流入が確認されておりますが、被害民地への対応については原因となる森林所有者に責任があり、災害復旧及び今後の防災対策についても行政指導を行っているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今後の防災対策については行政指導を行っているということと、それから被害の対応については民民の関係で対応してもらいたいということなのですが、これは事業者が責任を持つというのは当然のことだと思います。しかし、今回のことは民民の関係で解決してほしいと言いますけれども、A区域の事案というのは開発行為者が市に伐採届を提出し、市が受理したために伐採ができるということになった経過があり、また現在、開発事業者と市は連絡がとれない状態にあると聞いております。また、ここで被害者となっているのは、土砂流出で田畑に被害を受けた住民と同時に土地の賃貸契約を結んだ土地所有者も被害者にある意味ではなるのではないかと思います。民民の関係で何もしないということなのではないでしょうか市は。市は届出を受理していて、それによって伐採が可能になったわけですから、何もしないということではなく解決の道筋をつけるために市としてできることがあるのではないかとこのように思います。いかがですか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） 市は何もできないのかということのご質問だと思いますが、A地区の事案に関しましては伐採届を出された方、実際に伐採開発行為をされた方と、あ

と発電を予定する事業者という三つのところがございまして、議員おっしゃるとおり開発業者につきましては昨年度中ごろから倒産して連絡がつかなくなっている状態であったということでございます。これにつきまして裁判等で係争中ということも市民の中であったことですから、裁判が結審し、市のほうでも顧問弁護士のほうに相談をかけまして、最近になりまして行政指導の対象者が土地の所有者であるということが確定したため、以前から土地の所有者に対しては口答での行政指導は行っておったのですが、今後は文書等による行政指導を進めていく案件となっており、あくまでも金銭的なものについては市民で解決すべきものだと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ここは住民にとって大切なことですので、被害者にかかわって市ができることはあると思うのです。適切な対応、それから災害防止についてどういうふうに取り組むか市長のほうから答弁をいただけないでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをいたします。

まず、太陽光は再生可能エネルギーとして私も大変重要なエネルギーの一つだと思っております。そこは珍しく石井議員と一致するところがございますが、ただ適正な開発、そういうものが当然必要なわけでありまして、我々は法律条例、指導要綱に基づいて指導をしているということでありまして。先ほど来お話にあるA地区の土地所有者は既に倒産している会社とそれなりの契約を結んでおりまして、Aさんは被害者ではないと私は思っております。Aさんがあのままでもいいと思っているのか、それとも何らかの形で例えば植栽をしてもとに戻したいと思っているのか、その辺をよく意見を聞きながら指導は進めていきたいなと思っております。

それと太陽光については非常に難しいのは地権者は賛成、隣接者は余り積極的な賛成でないということでありまして、隣接者の同意がなくてもできてしまうと、法的な手続をとればできてしまうということが一つやっかいと言いますか難しいところだと思います。地権者は山林にしておくより賃貸でも売買でも収入があれば、そちらに貸すなり売ってしまうというような現況がありますので、隣接者の同意がなくてもできるということになると地権者というのはそちらを選ぶのはある意味経済活動としては当然かなと思います。

いずれにせよ先ほど来担当部長、課長からありますように、引き続き地域の方に迷惑がかからないようにしっかり指導をしていきたいと思っております。

それとC地区とD地区の話がございましたが、A地区とB地区とまた違って市のほうの条例制定の後にC、Dができたわけですけれども、例えばC地区なんかは地区の住民が区長さんを中心に5回ほど集まって、市のほうもそれに参加させてもらいまして、いろいろな細かいやりとりを相当した経緯がございます。最後は事業者と地元の区長がみんなの合

意の上、協定書を結んで開発しているというような形でありまして、今後も笠間市内では計画が上がっているところも幾つかございますので、そういういい形で持っていけるように事業者も住民も市が間に入って進めていきたいなと思っています。以上です。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 以上で終わります。

○議長（飯田正憲君） 10番石井 栄君の質問を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から開会いたしますので、ご参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 小松崎 均

署 名 議 員 畑 岡 洋 二